
令和4年 第5回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和4年9月5日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和4年9月5日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 権藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懐 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 中村 菜月君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	松岡 美紀君

会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和对策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			佐藤 重信君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君		

午前9時00分開議

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めまして、おはようございます。

議会2日目になります。ただいまより本日の会議を開きます。

開会の前に、総務課長と、うきはブランド推進課長から発言の申出がっておりますので、これを許可します。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課の吉松でございます。朝から申し訳ございません。一部訂正がございます。

先週金曜日の議会初日におきます、議案第51号うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで御審議をいただきました際に、私の発言について訂正させていただきたいと思っております。

その際、2番、高木亜希子議員より、不妊治療に係る休暇の件で御質問をいただきました。その際、私のほうから、昨年12月の議会で御議決いただいたといった旨の発言をいたしました。正しくは、うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する規則、こちらの規則で改正を行いまして、こちらにより制定しております。ちなみに正規職員につきましては、令和3年12月28日付けで公布し、翌年、令和4年の1月1日より施行しているところでございます。よって、議案に上程はしておりませんので、訂正して、おわびいたします。大変申し訳ありませんでした。

○議長（江藤 芳光君） 続きまして、うきはブランド推進課、手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） おはようございます。うきはブランド推進課の手島です。

報告第8号の、うきはの里株式会社の経営状況について、竹永議員と岩淵議員からお尋ねをいただいております。質問と御要望について申し上げます。

まず、道の駅うきはのオンラインショップの経費でございます。

令和3年度は、サイトのサーバー利用料や決済手数料などを合わせまして約160万円となっております。

次に、損益計算書の法人税、住民税及び事業税の決算額が昨年度よりも減少した理由でございます。

税務署に納税する際には、あらかじめ概算により予定納税をしておるところでございますが、還付金が発生をしたことによりまして税額が前年度よりも減少したものでございます。還付金が発生した理由につきましては、退職者への退職金支払いのため退職給付引当金を取り崩したことによりまして、予定しておりました事業税の還付がなされたことによるものです。

次に、資料の提出について、社員の給与表と抜粋版でない総会資料についてのお求めがございました。

こちら、申し訳ございませんが、給与表は内部資料ということで提出を控えさせていただきたいとの回答をいただきましたので、御理解をお願いしたいと思います。また、抜粋版でない資料につきましても、今回の報告事項では不要と判断をいたしましたので、何とぞ御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） それでは、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。10番、中野義信議員の発言を許可します。10番、中野義信議員。

○議員（10番 中野 義信君） それでは、指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます中野義信でございます。2年間、議長をさせていただいておりますので、2年ぶりの質問ということで、ちょっと緊張しております。

それでは、早速ですけれども、お手元に資料があるというふうに思いますが、通告書を出しております。

うきは市の上水道事業についてということで5項目出しております。これにつきましては、もう、ある程度、答えられるように具体的に書いておりますので、それぞれお願いをしたいというふうに思います。ただ、上水道の経過について、ちょっと私なりに——今まで当選をさせていただきまして——平成26年ですか、いろいろ上水道の問題を出してきましたので、そのこと

について、ちょっと五、六分説明をさせていただきたいなというふうに思います。

私は平成26年の4月に市議員に多くの方の御支援によりまして当選をさせていただきました。それで、当時、上水道問題については合所ダムの水を守る会などからいろいろな意見が出されておりましたけれども、私どもは詳しいことは分かりませんでした。最初に申し上げたのは、上水道事業について市民にもっと分かりやすいような説明をお願いしたいと。やっぱり周知が不足しているのではないかなということで、公開討論会をお願いしたいということで言いましたら、それにつきましては、早速、市民ホールで開いていただいたことを覚えております。

それから、一応シンポジウムという形でありましたけれども、その後、今度は、その年の12月に、実は市民の意見を取るためには、どうしてもやっぱりアンケート調査が必要じゃないかというようなことで質問をいたしまして、翌年の——平成27年ですか、アンケート調査していただいたわけですが、その後は今までないわけでございます。

そこで、平成27年の7月にアンケートを取っていただきまして、市民の対象1万782通を配布して、回収したのは5,307通であったということで49.2%の回収であったというふうに覚えておりますし、その内容につきまして、いろいろ今日まで説明をいただきました。

それから、平成28年の12月には、市のほうで地下水の調査を——平成28、29、30年とやっていたいただきましたので、そのときの調査結果なり、そういったものを聞いたわけでございます。特に答弁の中では上水道の必要性について市民の皆様にもさらなる説明に努めるということでございました。平成30年の12月につきましても、地下水の賦存量とか、そういったものについて質問をしました。

短いですが、以上が私の今日までの上水道に対するいろんな質問であったというふうに思っておるところでございます。もう以前から、市民のアンケートを取った後に、やっぱり市民にいろいろ説明をせないかんというようなことで市長も言われておるというようなことですが、なかなか今日まで、そういった機会が少なかったように思っております。

それでは、今申し上げましたように、5項目につきまして、市長の考えをお願いを申し上げたいと思います。

まず1点目から、ひとつお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 通告書のとおりです。

○議長（江藤 芳光君） を発言してください。

○議員（10番 中野 義信君） 通告書のとおり、答弁をお願いをいたします。1番から。

○議長（江藤 芳光君） いや、内容を発言してください。

○議員（10番 中野 義信君） 内容についてはもう、一応ここに書いておりますから、もうそ

れで。分かりやすいように私も書いておりますからですね。既に先にやっておりますから。

○議長（江藤 芳光君） 御面倒と思いますけど、議事録に残す必要がありますので、全て発言をお願いします。

○議員（10番 中野 義信君） そうですか、はいはい。それなら、読んでいきます。

（1）上水道事業の基本計画を令和7年度に計画する。福岡県南広域水道企業団には10年度に加入をすると。工事着工を11年度と言っているが、市民の理解と加入についての確認はどのようにするのか。期間は限られているので市民アンケートの調査が必要であると思うがどうかということが1点目です。

それから、2点目、市長は、当面、上水道事業の加入率を50%が目前の課題と言っているが、採算は取れるのか。年度ごとの収支計画はあるのか。水道事業の経営は、地方公営企業法によって独立採算が取られ、使用水量に応じて加入者が支払っていただく料金収入を根幹として、その経費が賄われることになっていると。つまり、加入者が少なければ、なかなか採算が見込めず、経営として大きなリスクを抱えるということになるがどうか。

3点目、姫治地区は最初から水道事業でやっておりますけれども、上水道事業には当初から入っていないが、一般会計からの繰入れについては賛成できない面があると思うが、そのことをどう考えるのか。

それから、4番目に、国立社会保障・人口問題研究所、「日本の地域別将来推計人口」で5年度ごとの予測数字が出されているが、令和22年度は2万人を切ることが予測されている。人口減少の中で今後の上水道事業の運営は危惧されるが、どうか。

5点目、平成28年から平成30年の3か年で、うきは市の地下水調査を行い、地下にたまっている水の量は7.4億立米と推計され、入ってくる数量と出る数量は、ほぼ同じで豊富であるという結果が出ている。うきは市の水はおいしいと評判である。これを生かす方法を考えたかどうか。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

ただいま、うきは市の上水道事業について大きく5点の御質問をいただきました。

まず1点目の、上水道事業に関して、市民の理解と加入についての確認やアンケート調査についての御質問でありましたが、上水道事業につきましては、第2次うきは市総合計画後期基本計画の基本方針に基づきまして、小石原川ダムを水源として、福岡県南広域水道企業団への加入や上水道事業の創設時期などについて検討を重ねてきたところであります。

スケジュールとしましては、以前からお示ししておりますとおり、市民の皆様の御理解をいた

だきながら、令和7年頃には基本計画を策定し、令和10年度には福岡県南広域水道企業団に加入するという事になりはございません。現在、市民の皆様が多くが問題なく地下水で暮らされている中、上水道事業への理解を広げていくことが大きな課題であると改めて認識をしております。その上で、市民の皆様との理解と加入についての確認やアンケート調査については、今後、何らかの形で意識調査を行う必要があると認識をしておりますが、まずは、しっかりとした説明を行うことが重要でありますので、現在行っております市民の皆様との意見交換をしっかり行って、また、市民生活基盤対策特別委員会等での議論も踏まえまして、しかるべき時期に判断して対応してまいりたいと、このように考えております。

2点目の、上水道事業の加入率50%での採算性や年度ごとの収支計画等についての御質問であります。上水道事業の採算については、平成27年の第7回水資源対策特別委員会で、アンケート結果などを踏まえ、4つのケースで試算したものを報告させていただいております。その際、接続率が56%で試算をしておりますので、参考として、そちらを先に申し上げます。

平成27年3月末の平たん部の1万295世帯の56%に当たる約5,700世帯が水道に加入し、月25トンを5,670円で使用した場合、一般会計からの繰入れが年間約1.9億円必要となります。同じ方法で加入率50%の場合を計算しますと、一般会計からの繰入れが年間約2.2億円となり、同様に採算は取れないこととなります。

次に、年度ごとの収支計画につきましては、現段階では作成しておりません。御指摘のとおり、水道事業の経営は独立採算制が取られており、水道料金を主たる財源として経営するものとされております。加入者が少なければ経営に大きなリスクを抱えることとなりますので、上水道に加入される方の割合を一定確保しながら、事業を進めることが重要であると認識をしております。

3点目の、姫治地区は水道事業のエリアに入っていないが、一般会計等からの繰入れについては、姫治地区の方からは賛成が得られない面があると思うが、どう考えるのかという御質問であります。姫治地区は本市の面積の約半分を占める一方、人口では本年4月1日現在で、市全体の2万8,357人に対しまして1,264人と、全体に占める割合が約4.5%となっております。このように姫治地区につきましては、民家が広範囲に及んでいることから、平たん部と比較して人口密度が低い状況であり採算が合わないことから、上水道事業を検討してきた当初から、計画区域には入っておりません。

なお、姫治地区では、地形的に地下水の確保が難しい場合も多いため、以前から市による簡易給水施設の整備や給水組合への補助事業により、財政支援を行ってきた経緯もあることから、事業化に当たっては、理解がいただけるよう十分説明をしてまいりたいと、このように考えております。

4点目の、人口減少の中で今後の上水道事業の運営が危惧されることについての御質問であり

ますが、御指摘がありましたとおり、まち・ひと・しごと創生本部が国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」に準拠して行った将来推計では、本市の人口は、令和22年、つまり2040年に1万8,979人、令和42年、2060年に1万2,007人まで減少するとされております。深刻な人口減少が予測される中、今後の上水道事業の運営が危惧されるとの御指摘については、しっかりと受け止めさせていただきたいと思っております。

そのような中、第2期うきは市ルネッサンス戦略の「人口将来展望」では、人口減少対策を進めることにより、令和22年、2040年に約2万1,000人、令和42年、2060年に約1万5,000人の確保を目指し、様々な施策を講じているところでありますが、大幅な人口減少が避けられない中、独立採算を目指すべき水道事業にとっては大きなリスクとなりますので、安定経営を目指した事業計画の構築に取り組むことが重要であると考えております。

5点目の、豊富でおいしいと評判のうきは市の地下水を生かす方法を考えたかどうかという御質問であります。御指摘がありましたとおり、平成28年から3か年で実施いたしました地方創生事業の農的水循環環境調査において、うきは市の地下水に関する水量、水位、水質などを把握の上、水収支や賦存量、適正揚水量の算定などの解析を行い、地下水の保全・活用に必要な基本情報を収集いたしました。調査結果の主なものとして、平たん部に地下水がどれだけあるかを示す賦存量が全体で約7.4億トン、また、地下水の入ってくる量と出ていく量はほぼ同じで、全般的には水質の良さ、水量の豊富さを確認することができたものと評価しております。

何より、うきはの宝は風光明媚な自然環境であります。「うきはテロワール」と名付けた地理、地勢、気候の特徴により様々な恩恵を受けており、御指摘のとおり、良質で豊富な地下水、「うきはの恵水」もその1つであります。そのような地下水で多くの市民の皆様が問題なく暮らされている中、上水道事業の必要性について御理解を広げていくことが大きな課題であると、このように認識しております。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） まず、答弁をいただきましたが、（1）の1点目ですね、これらにつきましては、6月の定例議会で1番議員と13番議員が質問をされております。市民の意識調査と今後の計画についてであります。昨年12月の定例会では2人の議員が上水道について一般質問されました。当時、私は議長でございましたので質問はできませんでしたが、私の考えておるようなことを質問いただきました。議員番号がもう5月に変わっておりますので、ちょっと言っても分かりにくいと思っておりますので、氏名で呼ばせていただきたいと思います。

まず、佐藤裕宣議員が上水道の必要性について、説明会の進捗状況の質問でございました。市長は今までに各自治協議会に説明に回ったということと、若手層ですね、若年層、子育て世代との意見交換をしておりますということで、そのときは4回実施したと。何人出席したかというこ

とについては答えられておりません。

それから、2つ目は、福岡県南広域水道企業団に加入し、上水道の創設事業費と将来の維持管理を含めて50年分の市の持ち出し分が283億円ということで、補助金を引いた額だということで答弁をいただいております。これは市の持ち出しという表現ですけれども、これは本当を言いますと、上水道関係ですから、やっぱり繰り出しということじゃなくて、市民に対する借金だというふうに私は考えております。それを先ほど言いました5,700世帯で割りますと、要は月に八千何ぼということになるようでございます。

それから、市民アンケート調査については、市長は何らかの形で——今も言われましたけど、取られる必要があるというふうに言っておりますけれども、この質問の中でもアンケート調査をいつにするということは触れておりません。私は、アンケート調査をするということをつまでにということなをなぜ言わんのかということです。というのは、もう期日がないわけですね、期日が。ですから、7年度に調査を依頼するというのであれば、6年度なり5年度には、ある程度そういったものを出して説明をしていかないかなというふうに思いますので、そこら辺のところははっきりと、やっぱり調査はいつにするということをお願いをしたいというふうに思うところでございます。

それから、次に、組坂議員の質問は、市長の、上水道に加入したいという人の50%というのは、民意を、今、同じように、確認しなくてはいけないと承知しておるということでございますけれども、私は、その基本計画までに期間がないから、先ほど言いましたように、なぜそんなに急ぐのかと。そこら辺の理由を聞きたいということでございます。

それから、組坂議員の2つ目の質問は、個人用の井戸水検査の結果、令和2年度、234件で不適合は11件あったと。その対応については、地下水専用の浄水器設置補助はできないかというような質問でございましたが、その浄水器につきまして、どここの市がそういうことをされておるというようなことまで言っておりますので、そこら辺は市長として調査を指示したのか、そこら辺を聞きたいなということと、やっぱり不適な水につきましては、早急に対応していくというのが本当でございますから、私も井戸のボーリングをされておる会社の従業員等にいろいろ話を聞きましたけれども、もう内容を見てもみますと、やっぱり一般細菌とか大腸菌やらが、ところが数字的には125と34とかちありますので、これについては、やっぱり井戸の深さとか水を取るときの注意とか、そういったものがあるんじゃないかなというようなことで、10%の方がおるということでございましたけれども、具体的にいきますと半分ぐらいになりゃせんかなというような気持ちがするわけでございます。

以上、幾つか申し上げましたように、持ち出し金の問題とか、アンケートの問題とか、計画期間がないが急ぐ理由、そういったもの、それから井戸水については調査をしたのか、伺いたいと

いうふうに思います。

以上です。（発言する者あり）結局ですね、結局、急がなならんというのは、もう10年には加入すると。あその福岡県南広域水道企業団に。ということと、11年には工事に着工せなんというような言葉も言っておりますので、もう、そげん、期間がないから、それで、そこが何でそう急ぐのかということを知りたい。その理由を。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、大きく4点の御質問をいただきました。

まず、一般会計からの繰入れであります。議員御指摘のとおり、一般会計からの繰入れは、結果的には市民の皆さんの財源になることは十二分に承知をしておりますが、ただ、議員ももう御理解のとおり、一般会計からの繰入れには大きく性格が2つ分かれておりまして、基準内繰入れと基準外繰入れ。基準内繰入れに入れば、その後、地方交付税で国のほうから補填があるという仕組みになっております。

上水道事業というのは、基本的に受益者負担の原則で維持されるんですが、そんな中、やっぱり考え方として——ちょっと横文字で恐縮なんですが、ナショナルミニマムということで、公共的な目的も、この上水道、要するに浄水をすることで全ての国民が健康で豊かに暮らせるというナショナルミニマムの考えがありますので、一定の基準内繰入れがあり、そして、それは地方交付税で反映される。そういうこともあって、先ほどから数字を述べさせていただいているのは、平成14年3月に、当時、浮羽郡であった時代なんですが、浮羽郡上水道基本計画策定の中を平成22年に見直して試算したものでありまして、当初の段階から、そういう基準内繰入れを意識して一般会計からの繰入れを、前提といたら恐縮なんですが、それも有り得ることを想定しての計画がなされてきたと、こういうふうに御理解をいただければと思います。

それから、アンケートの実施——第2次アンケートの実施をしっかりと明示、時期的にやっぱり明示すべきではないかということではありますが、先ほどから答弁させていただいておりますように、まずは現在行っております市民の皆様との意見交換、これをしっかりとやった後に、しかるべき時期に判断していきたいと、このように思っているところであります。

それから、このスケジュール、そんなに急がなくてもいいのではないかとありますが、先ほど触れておりませんでした。平成2年の12月の一般質問で、当時、櫛川議員からの質問があった際にも答えさせていただいているんですが、平成31年4月1日付で厚生労働省の生活基盤施設耐震化等交付金の取扱い要領が改正されております。そこで、うきは市が上水道事業をやるためには、やはりこの厚生労働省の生活基盤施設耐震化等交付金を活用しないと、なかなか財政的に厳しいという認識を持っておりますが、この交付金の取扱い要領が改正されまして、おのずから着工期限をいつまでにしないといけない、あるいは整備完了がいつまでしないと駄目

だというのが、この要項でうたわれております。そのことを逆算して令和11年度からは施設整備を開始する必要があると、こういうふうに答弁をさせていただきました。したがって、この厚生労働省の交付金は、過去の経緯を見ますと、ずっと5年ごとに見直し、延長されているという経緯がございますので、国のほうのこの交付金の対応がまた時期的に延長されてくるようなことになれば、また私どももしっかり考えなくてはいけないものと、このように思っているところであります。

そして、4点目の、うきは市内の地下水の水質状況については、担当の水環境課長のほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内でございます。よろしく願いいたします。市長のほうから、御質問の中の4点の水質の状況のことでお答えをということでございます。

昨年、冒頭御紹介いただきましたように、組坂議員のほうからも水道整備に係るまでの個別補助等の御質問をいただいております。全国の事例によりますと、上水道区域以外で補助が行われているということでございます。うきは市につきましては、当面、上水道計画に向けて検討を進めているところで、なかなか今の段階で個別補助まではということで御回答はしておりますけれども、いろんな状況の把握等は引き続き行っておるところでございます。

今年も年4回、一般家庭の水質検査を行っております。5月のときには65件の方がお水をお持ち込みいただきました。そのうち4件が基準外でございました。中身としては、一般細菌、大腸菌、濁度といったようなものでございました。どうしても一部そういった状況はございますけれども、引き続き、そういった方々には、一緒に親身になって御相談に乗りながら、浄水器の設置などについて、御対応、御助言申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 中野議員、よろしゅうございますか。幾つも併せ持って質問になっていきますけれども、御承知のとおり、再質問から一問一答になっておりますので、1つずつ質問をお願いしたいと思います。

以上です。

10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 283億円の話は今、市長がされました。それで、いろいろな補助が来ることなり、あるいは繰入れがどうかということも、それは分かっております。しかしながら、やっぱりそういったところをもう少し具体的に、これくらいやっぱり市民が、それを割ると負担せないかんですよというようなところまで言うて、やっぱり理解をさせんと、後で返ってきますとか何とかと言うたっちゃ、やっぱり市民は分からんとやないかなというふうに

思いますので、そこら辺については、はっきりさせていただきたいと思います。

それから、時期については、もう、そういった補助金の関係で11年度までにせないかんというようにございます。そいき、そこら辺につきましては、もう、それこそ市民の意見を、今されておる若者の意識調査とか、そういったワークショップとかされておりますけども、それが若者全てでないと思いますので、やっぱりできるだけ多くの方の意識をするとには、全体的なアンケート調査が必要じゃないかということで、一応していただきますけれども、いつについては、今は明示できなかったというようなことのようにございます。

それでは、時間の関係もありますので、2番目の、50%の関係で今、説明がありました。上水道事業の加入率が50%であるということは、市長も目の前の課題というふうにとられておりますし、加入が5,700世帯ということも出しておりますので。そうすると、あと、1戸当たりの月の利用料についても資料を頂いております、全員にですね。それで見ますと、5,670円というふうになっておりますので、そこら辺のところ、やっぱり皆さんに分かっていただいて、そういうところがやっぱりできるのか。なかなか加入については厳しい面がありやせんかなというふうに思いますので、そこら辺をよく考えてもらいたいということと。

どうも利用料を出すときに、やっぱり1戸当たり5,670円出してありますけれども、うきは市の場合には、併設といいますか、今の地下水を利用すると、今度、上水道加入も一緒にするということがありますので、やっぱり併設する人については、上水道については飲み水だけを利用するとやないかなと、そういう感じがしますが。

それで、やっぱり水を多く利用するのは、例えば風呂とかトイレとか洗濯物とか、そういったところが多いというふうに思いますので、やっぱりそこら辺を一律に5,670円ということには問題がありやせんかなというふうにちょっと思いますので、そこら辺の試算、積算、やっぱりそこら辺をもう少し細かくしていただきたい。そして、50%の加入——5,700世帯か、そこら辺のところを確保するためにはどうするのか、やっぱりそこら辺をお願いしたいというふうに思います。5,700世帯の加入、そういったものは、やっぱりアンケートやらを取らにや分からんとやないですかね。非常にそこら辺は厳しいというふうに思いますが、そういうことで答弁をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、御指摘の月当たり1世帯5,670円については、平成22年見直し試算における、近隣の筑後地域の地方公共団体の一番高い料金を取ってきたものであります。

しかしながら、昨日の西日本新聞の1面にも「水道代 じわじわ沸騰」ということで大きく、水道料金が全国的、そして九州における、この料金の数値が報道されておりました。それと比較しますと、5,670円というのは、かなり高い位置にあるということは十二分に承知をしてお

りまして、いわゆる、こういうことを踏まえながら市民の皆さんに協力をいただくためには、この料金をどうするかというのは大きな課題であると、このように認識をしております。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 今、田主丸町が上水道なり下水道なりをしておるようですが、そこの加入状況については、どういうふうにつかんでおるかをお尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 水環境課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内でございます。

ただいまの、お隣の久留米市田主丸町域の水道の普及状況についてのお尋ねをいただきました。

2年前のデータで恐縮でございますけれども、田主丸町域で約4割、水道の整備がされているということでございます。その4割整備された中で約3割の方が御接続されていらっしゃる状況ということで把握をしております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 田主丸町のホームページやらを見ますと、それに載っておるわけですね。対象地区が7,217戸、田主丸町全部ですよ。うち、整備が終わったのは3,059戸ということで、42%だということで。あと、利用可能整備率というのが29.6%ということで出ておりますが、実際に加入しておるのは905戸という数字がホームページに載っております。これは12.5%なんです。そういったことで、田主丸町と地形がよく似ておるといようなことで、やっぱり早く市民の意見を聞かんと加入率というのがなかなか難しいんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺につきましては、参考までにお知らせしておきたいと思います。

それから、この資料の中に一般会計からの繰入れということが出ております。これは1億9,000万で出ておりますけど、今さっきは2億1,000万ぐらいになるだろうということが出ております。繰入れについては、しちゃんらんということではないわけですが、そこら辺が、やっぱりそれだけの多額の一般会計からの繰入金、これについては、私は若干問題があるのではないかなというふうに思うところがございますので、そこら辺も検討をお願いしたいと思います。

それから、3点目の、姫治地区の関係を申されました、1,264人ということで。私が言いたいのは、恐らく上水道関係の会計については、やっぱり加入した人が払うということが基本ですから、姫治地区だけじゃなくして、今度、平地のほうも事業があつて加入しても、加入しない

人もおろうというふうに思います。その中で繰入金を多く使うということ、そこら辺については、私は問題があるのじゃないかなというふうに思うところでございます。1億9,000万で加入が5,700戸でざっと計算しても、数字的には割ればいいわけですから、大体、割ってすれば2,700円ぐらいじゃなかったかなというふうに思います。そういったことで、やっぱりそういったことも、やっぱり知らせていかにかいかなのじゃないかなというふうに思うところでございます。

それから、次に、国立社会保障・人口問題研究所が出されております資料、これは、お手元に、皆さん方に配っておるといふふうに思いますけれども、この資料と、先ほど市長が言いました市独自で出した資料、そこ、ちょっと数字が違うわけですが、これはあくまでも推計ですから、2020年、令和2年についてはもう実質的な数字、国勢調査の数字ですね。それで、総人口が2万7,981人で、その中で年少人口、いわゆるゼロ歳から14歳までが、今3,475人。それから、生産年齢、いわゆる仕事をしておるところ、働いております年齢が15歳から64歳で1万4,435人。それから、高齢人口が1万71人となっておりますが、これから見ますと、2040年についてはもう2万人を切ると。そして、子供と申しますか、14歳までが2,041人。それから、生産人口が8,838人。それから、高齢人口が8,100人というようになっています。

これを見ますと、果たして減少の中で可能かという気がするわけですので、これはあくまでも推計ですから、これは分からんですけれども、こういった数字が出ておる。やっぱりそういったことも踏まえながら上水道事業については考えていかんというふうに思いますので、どちらが本当かどうかというのは、これは推計ですから分からんですけれども、そういったことで非常に難しいものがあるということをお含み置きを願いたいというふうに思います。

それから、今、人口調査の中で危惧されるということでございますけれども、やっぱりそこら辺のところについては、市長は大丈夫と、運営が、そういうことで理解をしておるといふことでございますかね。お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 当然、上水道計画を立てる上では、将来的な人口動態を踏まえての計画を立てる必要がございます。

議員も御承知かもしれませんが、この社人研のデータでいくと、例えば直近の国勢調査の年であった令和2年ですね、2020年には、社人研は、2万7,397人にうきは市はなると、こういうふうに予想していたんですが、実際は2万7,981で、社人研の予想よりも500人、約500人多く人口をキープしているところであります。

そういうことで、先ほどから答弁させていただいておりますように、できるだけ人口減少を食い

止めるべく施策を今後もしっかり対応していきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） これは国勢調査の数字で——令和2年はですね、それですけれども、なかなかそれは分かんと思いますけれども、なかなか、昨日の新聞ですか、やっぱり西日本新聞のトップに出ておりましたように、やっぱり人口減少の中で、もう早くから上水道に取り組んだところは、例えば福岡市とか、そういうところでしょうけれども、やっぱり今度は更新の時期が来ておると。それで、金が非常にかかるというようなことが新聞には載っておったようでございます。やっぱりそういったことも考えながらいかならんなどというふうに思うところでございます。

それから、5番目については、うきは市の水はおいしいということで評判でございます。市外の方が、やっぱり多くの方が、土曜日曜やらになりますと、ポリ容器を持ってから水くみに来ておるというようなことで、3つほどくむところがあるということではちょっと調べてみたわけですが、1つは、昭和60年に名水百選に認定された「清水湧水」ですね。これは、「うきはの恵水」のパンフレットにも載せておりますけれども、年間水温が17度ということになっております。それで湧き出ているというようなこと。

それから、2目については、「耳納の里」ですね。これは150メートル、ボーリングしておるわけですね。それで、耳納連山の伏流水というふうにも言われております。それで、多くの方が水くみに来ておるということ。

それから、3つ目は、「やまんどん」ですね。やまんどんが年間の水温は15度から16度ということで、あそこには書いとりますね。どンドン湧き出よるですね。あそこは地下100メートルから湧き出ているというようなことで、非常に水が豊富であるということの証拠じゃないかなというふうに思います。

また、地下水を利用して売っておるところがあるですね、天然水ということで。それが、2業者ほど私は調べておりますけれども、うきはの天然水ということで、福岡市のホテルなり、JRの関係で「ななつ星」で販売しておる業者。それから、清水湧水で、これもまた福岡市のホテルや東京まで送っているというふうな話を聞いております。

業者についても、こういったことで、湧き水とか販売とかされておるということは、非常にうきは市の地下水がいいということの証拠じゃないかなと思いますので、私は、むしろ地下水が豊富であるということ、いわゆる日本一の地下水を全国的に宣伝して売り込む、そういったことをしたらどうかというふうに思います。例えば、うきは市に移住して新たに井戸を掘ったところには費用の一部を助成するとか、そういったことを考えたらどうかということではございますが、

その点につきましては、市長はどのようなふうにお考えですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはの地下水について、今、具体的に議員のほうから指摘をいただきました。まさにそのとおりでありますし、同じ百選でいきますと、うきは市は、名水百選だけではなくて、水源の森百選にもうきは市は選ばれておりますし、あるいは疏水百選にもうきは市は選定を受けております。

御指摘のとおり、うきはの地下水、水というのは、貴重な地域資源であり、うきはの宝であるというふうにお考えをしております。したがって、そういう地域資源をしっかりと生かしていくということは、議員御指摘のとおり重要なことでもありますので、しっかりとこのことを踏まえながら、まちづくりを進めていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） うきは市にとっても水が大事ということはお互いに思うわけですが、人口減少を止めるために、今うきは市としてやらなければならないのは人口問題ではないかなというふうにお考えです。そのためには、若い人がうきは市に残れるよう、そして、うきは市に新たな人が移住できるように、子育て世代の対策、例えば子ども医療費とか、学校教育の中での給食費の補助の問題とか、そういったものに積極的に取り組まなければいけないんじゃないかと。むしろ、そちらのほうで人口を増やすためにいいんじゃないかなというようにお考えですが、その点につきまして、どうお考えですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、うきは市の大きな課題は、人口減少、少子化対策をどうするかということも、大きな1つの課題であります。

先ほどから申し上げていますように、今うきは市では、うきはにある地域資源を生かしたまちづくり、これを進めておりますが、この地域資源の1つとして、恵まれたうきはの地下水、この「恵水」というのは大きな地域資源でございますので、しっかりとこういうところをアピールできるようなまちづくりを進めていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） せんだってから、厚生文教委員会に私も属しておりますので、厚生文教委員会の中で、先ほど、委員会の調査報告書をこの前、出してありますけれども、その中で、特に人口を今後増やしていくためにはということで、そのためには子育てにかかる費用の負担軽減というのをいろいろ話し合うわけですね。その中で、例えば給食費の問題とかをいろいろ試算する中で、医療問題とか給食の問題とか、いろいろ少しずつはされておるということは分かりますけれども、やっぱりほかの市もされておるわけですね。そいけん、うきは市はこうで

すよというところまでなっていない。いろいろ試算をしよりました中で、やっぱり小・中学校の学校給食やらを無料にするということになると、やっぱり1億円以上の負担がかかるんじゃないかなというような話になりましたが、やっぱりそういった財源がないわけですね、今のところ。やっぱりそこら辺を、財源をどげんするかということも、委員会としても考えていかにやらんというふうにちょっと思いますけれども。

やっぱり先ほどから出ておりましたように、年間の繰入れが、1億9,000万というのが2億1,000万になったと。それが、さらに加入が少ないということになりますと、さらにそれが2億なり3億なりになると。そういったものからすれば、大幅な、やっぱりそういった人口増に対してのことも打ち出していかないと、今おるうきは市民がよそに出ていく。先ほどのシミュレーションの人口問題にもありますようにです。ですから、やっぱりそこら辺のところは、大きく上水道問題にそういった二、三億をかけるよりも、もっと上水道問題に大きく金をかけるよりは、もうちょっと子育て関係に、もっとよその市町村以上に金をかけると。そういったことも必要ではないかというふうにちょっと思うところでございます。

ですから、やっぱりそこら辺のところは、今申しましたように、市長もそういった繰入れは認められておりますけれども、子育て支援にどれくらい金を持っていくか、そういったことが必要じゃないかなというふうに思います。

ですから、やっぱり子供というのは国の宝であると。地域の宝でもあるというようなことで、お父さん、お母さんが子供を生み育てるのに、安心して育てるとには、うきは市がいいですよというようなことにやっぱり考えを切り替えていかんと、なかなか将来的なうきは市の経済問題とか、いろいろについても、じり貧になっていくような気がいたしますので、そういったこともやっぱり考えながら、そちら辺への変更もやっぱり考えていかにやらんというふうに思うところでございますので、いま一度、市長の、そういった私の考えについての御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員からは以前から、人口減少、少子化対策、もっともっとうきはは他にない、めり張りの効いた支援策をやるべきではないかと再三御指摘をいただいております。限られた財政の中で、めり張りの効いた支援策をどうできるかというのは常々考えさせていただいておりますので、改めて今日また御指摘もいただいておりますので、この子育て支援策を中心として、うきはのうきはらしい、めり張りの効いた支援策については、しっかり庁内で議論をしながら考えていきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） そういったことで、やっぱり今やっておることは大体よそもや

っておると。やっぱりそれを特筆するようなことについては、よほどのことをやらんと、なかなか、うきは市から出ていく、住む人がいない、そういったことになりやせんかなということで、そこら辺のところも御検討を特にお願いをしたいなというふうに思うところでございます。

一応いろいろ申しあげましたけれども、上水道関係につきましては、いち早くアンケート調査を取って、やっぱり市民の意見を、これは市民が決めることですから、そういったことをお願いをしたいと思ひまして、この1項目の上水道につきましては終わらせていただきたいなというふうに思います。

あと5分ほど残っておりますものですから、2番目の、男女共同参画による社会づくりについて。

うきは市には、地方自治法第202条の3に基づく審議会、協議会など35の附属機関があると。女性登用率等の今後の目標について何うということをお願いをしたいと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、男女共同参画による社会づくりについて、審議会、協議会等の35の附属機関における女性登用率等の今後の目標についての御質問であります。まず、県内の市町村の審議会等における女性委員の登用状況につきましては、毎年1月に、前年の4月1日現在のデータが福岡県から公表されているところでございます。直近の令和3年4月1日現在の女性登用状況は、福岡県平均が33.8%に対しまして、うきは市が38.6%、県内順位は60市町村中10位となっております。過去の推移では、平成30年4月1日現在では32.2%で19位、平成31年4月1日現在では35.4%で14位、そして令和2年4月1日現在では36.2%で10位と、女性登用率及び県内順位は改善され、前回よりも取組が進んでいる状況であります。今後の目標といたしましては、令和7年度の女性登用率等を40.6%に設定し、取組を進めているところであります。

直近の現状といたしまして、令和4年4月1日現在で、審議会、委員会等の総数429人、うち女性委員数は170人で女性の割合は39.6%と、前年度より女性登用率は改善が見られております。引き続き、委員の改選の折、積極的な女性登用を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 今、表を上げておりますように、うきは市につきましては、非常に順位が躍進しておる。しかしながら、今10位のところが、やっぱりそこら辺の33%とか——県下で言いますと、そこら辺のところは何市町村もあるわけですよ。ですから、もう、その中で、今後について考えていかにやなんのは、この中にあります、審議会数が35あるということを出しておりますが、中ほどにですね、その中で、30%以上が27、25%以上が4、

それから25%未満が問題なんですよ。それで、これはやっぱり正直言うて、高いところでは60%ぐらいあります、低いところは12.5%なんですよ。だから、その4委員会の中で、やっぱりその職員が頑張っていたきよりもすけれども、これは一遍には解決できん。といいますのは、任期がありますから。来年の5月31日で2委員会、6年の5月31日では2委員会ありますから、その中で担当職員の努力を期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） これで、10番、中野義信議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩といたします。10時15分より再開します。

午前10時04分休憩

午前10時16分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、再開します。

次に、2番、高木亜希子議員の発言を許可します。2番、高木亜希子議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 改めまして、おはようございます。2番の高木です。先日提出をさせていただきました一般質問の通告書に基づきまして、3つ、順次質問をさせていただきます。

1番、医療的ケア児、障がい児の状況や取組について。2番、子供たちが安全に過ごせる放課後居場所について。そして、3番、市民サービスのデジタル化、窓口でのタブレット導入について。

以上、3点です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、1番の、医療的ケア児、障がい児の状況や取組についてお伺いをしてまいります。

この質問は、医療的ケア児や障がい児を育てておられる親御さんたちと、この4月に当選させていただいた後から交流をさせていただいている中で、私も身内に医療的ケア児であったり障がい者がおりますので、ぜひ市としての考えをお伺いしたいし、子供たちとその御家族、御兄弟が、このうきは市で安心して生活していけるように支援をしていっていただきたいということで取り上げさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いします。

職員の方は既に御存じだと思いますけれども、市民の皆様にも広く知っていただくために、まず、令和3年に成立した医療的ケア児支援法の基本理念などをここで要約させていただいて紹介させていただきます。

厚労省のホームページには、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職防止、安心して子どもを生き育てることができる社会の実現を目的として、医療的ケア児が通常の保育所や学校で教育が受けられるよう最大限に配慮し、医療的ケア児とその保護者の意思を最大

限に尊重し、全国どこにいても等しく適切な支援を受けられるようにすることというふうに書いてありました。

そして、厚労省の発達障害者支援室が作成されていた資料を見ましたところ、現状で医療技術の発達によって難病や障がいを持つ多くの子供の命が救われている一方で、現場で医療的ケア児が増加傾向にあるという記載もございました。

そこで、(1)として、医療的ケア児及び障がい児について、各保育所、小学校ごとの実数をどのように把握していらっしゃるのか、お伺いをいたします。

そして、次に、支援の方策として、在籍する保育所、学校などでの支援、日常生活における支援、相談体制の整備、広報、啓発、こういったことが記載をされておりまして、子供たちが家庭だけでなく、地域社会の中できちんと、このうきは市で育ていけるような環境を整備していく。子供たちだけでなく、子供たちと御家庭に対して安心・安全な居場所をつくるというのは、自治体として取り組んでいていただきたいテーマですし、そこで、2番をお尋ねしたいと思っています。

日常生活であつたり社会生活へのサポートですね、今現在、市としてどういったことに具体的に取り組んでおられるのか、あるいは、昨年度の成立から、どのような形で整備を進めていただいているのかをお伺いいたします。特に、お子さんに対してのチームとしての支援チームの構成の仕方ですね、例えば高齢者介護であればケアマネが中心になってチームを組んでいらっしゃると思うんですけども、そういった、そのお子さんに対して中心となってやっていただけるような方、ポジションの方がいらっしゃる、そういうチーム構成が行政としてできるのかどうか、ガイドラインであつたりノウハウを蓄積していけるような、そういった形ができるのかどうか、お伺いしたいと思います。

続きまして、(3)です。医療的ケア児支援法の施行から1年が経過しまして、現在、市として認識していらっしゃる課題があるのか、お伺いしていきたいと思ひます。具体的な施策について、うきは市の第2期障がい児福祉計画を見ましたところ、各種サービスの見込み数を追って見てみました。年度を追うにつれて増加傾向にはあるので、全体としては恐らく整備を進めていただいているところなのかなというふうに思っているんですけども、子供たち、やっぱり日々成長していきますし、その後ろには24時間お世話をしておられる、介護をしておられる御家族の方々がいらっしゃる、疲弊感があつたり孤独感があつたり、中には兄弟児の子供たちへ我慢させているなというような、そういった意識もあつたり、感じていらっしゃる部分が大いかなというふうに思っています。そういったところを行政としてカバーするため、していかなければいけないなという課題認識、どういった形でお持ちでいらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。よろしくお祈りいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、医療的ケア児、障がい児の状況や取組について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の、各保育所、小・中学校ごとでの実数把握についての御質問であります。医療的ケア児や障がい児の把握につきましては、出産前後に何らかのケアが必要な場合、治療している病院から保健課に情報提供がありますので、その時点で把握が可能となっております。

このほか、障害福祉サービスの申請状況や、保健課が実施する乳幼児健診や「すくすく発達相談」にいられた機会に、情報の収集に努めているところでございます。また、保育所等におきましては、園児の活動状況や保護者との面談の中で注意を払いながら、その把握に努めているところでございます。支援を要する小・中学校の児童・生徒数につきましては、教育支援委員会で関係機関が情報の共有を図り、実数把握に努めております。

2点目の、児童とその家族の日常生活や社会生活へのサポートについての御質問であります。医療的ケア児及び障がいのある児童に対しましてのサポートにつきましては、障害福祉サービスとして、「居宅介護」、「放課後等デイサービス」、「児童発達支援」等がございます。これらのサービスにつきましては、原則、身体障害者手帳及び療育手帳、精神保健福祉手帳を取得しての利用となりますが、手帳を取得されていない場合であっても、医師の診断によって利用できる場合もあります。このほか、医療的ケア児につきましては、医療保険制度の中の「訪問介護」、「訪問看護」、「訪問診療」を利用することができます。

医療的ケア児及び障がいのある児童の家族へのサポートとしましては、障害福祉サービスの「日中一時支援」、「短期入所」等がございます。さらに、医療的ケア児の御家族へのサポートにつきましては、「医療的ケア児在宅レスパイト事業」がございます。うきは市では、「うきは市医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金交付要綱」を令和2年1月に制定し、在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るために、訪問看護ステーションが自宅にいる医療的ケア児を訪問して行う看護に係る費用を助成しております。

なお、福岡県が令和4年4月1日、新宮町にあります「県こども療育センター新光園」内に医療的ケア児の支援センターを開設しております。新光園では社会福祉士が常駐し、医療や保健、福祉、教育など、地域の関係機関との連携・調整などをワンストップで対応しております。このほか、児童の障がいの程度に応じて、障がい児福祉手当、特別児童手当などの経済的なサポートも行っているところでございます。

3点目の、市としての認識している課題はあるかとの御質問であります。医療的ケア児につきましては、対象者の把握が課題として挙げられます。うきは市に居住する障がい児に関する相談支援等を協議する「地域障害者協議会」の事務局会議において、数の把握が難しいという意見

があったところであります。この把握の方法につきましては、医療的ケア児は、障害福祉サービスのほか、医療機関の訪問看護を利用しますので、訪問看護事業所との連携の中で確認することとしております。

また、障がい児におきましては、気になる子として把握してから療育の専門機関等の受診につながるまでに時間がかかり過ぎるという声があります。近年、発達障がいにつきましては報道などで広く認知されるようになりました。このことから、保護者の関心や意識が高く、療育への相談が多くなっており、予約待ちの時間が長くなるケースも発生しております。このことにつきましては、今後、療育相談の委託事業所と適切な方法について協議をしまいたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

先ほどおっしゃっていた、うきは市のレスパイト事業ですけれども、こちらは福岡県の「医療的ケア児在宅レスパイト事業」を活用してということによろしいですね。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 浦福祉事務所に。

○福祉事務所に（浦 聖子君） 福祉事務所の浦と申します。よろしくお願いします。

レスパイト事業につきましては、福岡県の事業もございますけれども、それとは別に、うきは市での交付要綱をつくりまして、補助をする制度を整えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

そうしましたら、これは、筑後エリアのほかの自治体ですとか、福岡県内のほかの自治体を調べたんですけれども、同じ筑後圏内でも、みやま市ですとか柳川市のほうは、このレスパイト事業について、市のホームページで専用のページをつくって広報、周知のほうをしておられまして、うきは市の場合ちょっと、多分、ひょっとしたら下層のほうには入っているのかもしれないんですけれど、すごく見つけづらかったんですね。県のほうのホームページから入って行って、やっと見つけたような形だったので、多分、親御さんには個別でお知らせする機会が恐らくあるんだろうと思うんですけれども、それだけじゃなくて、できたら市民が広く、こういった事業があるんだというのを認知していくことで、親御さんの中には、親御さん自身がすごく情報的に孤独になっていたりとか、家族間でも孤独になってらっしゃって、なかなかそういったサポート事業までたどり着かないという方もおられますし、実際、私が存じ上げている親御さんは、この事業を御存じなかったもので、できたら我々市民が、そういう親御さんに対して緩やかにサポートしてい

けるような情報の提供というのはしておいていただけると私たちもそういった方々を緩やかにサポートしていけるので、よろしくお願ひしたいと思います。広報・啓発活動、多分、今のままだとなかなか情報量的に十分ではないのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それと、これは御相談いただいているお母さんのほうからお伺ひしたお話なんですけれども、障がい児が、一応保育所の枠としては、医療的ケア児ですとか障がい児のお子さんを保育所の枠としては受け入れる枠というのはあるという認識でよろしいでしょうか。というのが、面談した園長先生のほうとお話しされたそうなんですけれども、非常に消極的な形での回答であったと。なおかつ、もう春先になっても入所できるかどうか、御回答が宙ぶらりんな——お母さんにとっては宙ぶらりんなままだったというふうにお伺ひをしました。この辺りは、恐らくは人員の不足感であったりとか、園側と保護者の方との情報のミスマッチとかもあったのかもしれませんが、どういう認識でいらっしゃるのでしょうか。お願ひします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 福祉事務所に。

○福祉事務所に（浦 聖子君） 保育所につきましてですけれども、保育所の入所の申込みを大体11月に行いまして、そのときに面談をして、園長のほうと面談をしまして、どのような状況を確認した上で、その後の手続に進んでいるところでございます。公立保育所におきましては、今、1園に看護師を1名配置しておりますので、保育の必要性を判定するという作業がありますけれども、その段階で、そこに配置する看護師がいる園に行っていただくのか、保育士を追加して手厚くしてするということで対応できるのか、そういった判定をしております。

近年、待機児童が出るか出ないかというぎりぎりのところで推移しているところもあり、結果をちょっとお待たせすることになっているのかなと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 待機児童のケースのお話もありましたので、医療的ケア児、障がい児のお子さんだけではなくて、そういう状況にあるケースがあるというのも承知はしております。ただ、恐らく、特にお子さんが、そういった心配があるお子さんの親御さんの心情からすると、多分、秋に面談されて、春先まで回答がなかなか届かないというのが、恐らく、すごく疎外感というか、ちょっと言葉、おっしゃった言葉どおりではないんですけれども、二の次三の次にされているような気がするというような形のことをおっしゃっておられたので、もちろん親御さんの日々の疲労感とかから来る心情的な部分とかもおありになるんだとは思いますが、それまでの期間、どういった形でフォローアップをされていたのかなというのはちょっと懸念材料

ではあるので、できましたら、そういったところのフォローにも努めていただけたらなというふうに思います。よろしくお願いします。

それと、これはちょっとお尋ねされたことなんですけれども、市外の地域に受け入れてくれるようなところがあって通うことになった場合、保育所とかに行くまでの交通費の補助であったりとか、そういった支援などのお考えはありますでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 福祉事務所に。

○福祉事務局長（浦 聖子君） 障害福祉サービスの中に移動支援という部分があるんですけれども、すみません、ちょっとその部分を医療的ケア児のほうが使えるのかどうかというのは、ちょっと確認をしないと、はっきりお答えすることができません。申し訳ありません。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 恐らく市外の園等を利用を希望される場合というのは、今現在、国とか県のもので見た場合はちょっと該当するような項目がなかったもので、市単独のやつで特にやってらっしゃらなければ、多分、該当はしないのかなと思うんですけれど。

三重県の松阪市のほうが昨年から、この医療的ケア児の交通費助成のほうが始まっておりまして、これは、ガソリンであればキロ13円、公共交通機関の場合は実費相当を保護者の方に補助というような形のものが見当たりました。うきは市の場合は、市内でそういった受入れの、今すぐ対応可能な園が少ないということでした——1園に1名ということですから、少ないということをお考えますと、将来的にそういったケースを希望される保護者の方が出てくる可能性もおありになるのかなというふうに思っております。やっぱり親御さんがいつときちょっと離れる時間をつくることで、親御さんの離職の防止であるとか、あるいは兄弟児の方へのフォローアップなどにもつながる方策にはなると思っております。多分、希望される人数としては少ないのかもしれないんですけれど、やはり子供たちの安心・安全な成長というところを担保することを考えると、ぜひそういったところも視野に入れていただきたいと思いますと思っております。いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど福祉事務所のほうから、既存の障害福祉サービスの中で対応できるかどうか、いま一度確認するという答弁がありました。その中で、議員御指摘のことも踏まえて総合的にちょっと検討をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

多分これから、医療がこれだけ進んでおりますし、女性の出産年齢も高くなっておりますし、そういったことをもろもろ考えていくと、恐らくこれから学校であったり保育所であったり、そういったお子さんを受け入れるケースというのは増えてくるであろうというふうに考えています。健やかな成長をこのうきは市でしていただきたいと思っておりますし、今、住んでいらっしゃる、そういった方々が大きくなったときに地域で暮らしていけるような素地づくりにもつながる、すごく大事なことだというふうにも思いますので、ぜひ、対象者としては確かに少ないというのは本当に重々承知しているんですけども、ぜひそういった部分の対策のほうをお願いしたいと思っております。

あと、職員の方々だけじゃなくて、私たち市民のほうもやっぱりいろんな支援でちょっとずつ支え手となれるような支援というのはあると思っておりますので、先ほど申し上げましたけれども、広報・啓発活動のほうにもぜひお力を入れていただけたらというふうに思います。これは要望になるかと思うんですけども、よろしく願いいたします。

では、大きい2番の、子供たちが安全に過ごせる放課後の居場所についての質問のほうに移らせていただきたいと思います。

まずは、学童について、(1)、(2)の質問です。

(1) 放課後の子供たちの居場所である学童保育の現状と課題についてです。自治協運営、あと、民間運営——保護者たちの運営も含めて民間運営あると思うんですけど、それぞれについて、市として認識しておられる課題があるのかどうか、お伺いをいたします。

(2)、(2)としては、現在それぞれの施設において適正人数での運営に恐らくなくなっているんだらうというふうには思うんですけども、コロナ禍のこの現状で、その適正人数が本当に果たして適正なというふうに考えておられるのかどうか。それと、あと、ひよっとしたら、園によっては、施設によっては待機児童となっているケースがあるのかどうか。そういったところを把握しておられるのかどうか、お伺いをいたします。お願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、子供たちが安全に過ごせる放課後の居場所について大きく3つの御質問をいただきました。

1点目の学童保育について、自治協議会運営、民間運営、それぞれでの課題についての御質問であります。 「うきは市放課後児童健全育成事業実施要綱」第1条、第2条に規定をしており、学童保育所は、昼間保護者のいない御家庭の児童の居場所づくりとして、また、児童の健全育成の向上を図ることを目的として、各小学校地域の実情に応じて開設をしております。市内の学童保育所につきましては、民間運営が5か所、自治協議会運営が2か所、保護者会運営が1か所の8か所でございます。また、令和4年4月1日現在の受入れ数は8か所合計で、通年利

用で334名、長期休暇のみの利用が100名の計434名となっております。

学童保育での課題としましては、自治協議会、民間運営にかかわらず、支援員等の確保であると認識をしております。このため、防災行政無線や広報うきはを活用して支援員等の募集を行っているところでございます。今後も支援員等の確保には市としても協力してまいりたいと考えております。

2点目の、それぞれの施設における適正人員、待機児童——ここでは待機学童というふうに呼ばせていただきますが、その質問であります、受入れ児童数につきましては、国より学童保育所に係る設備及び基準が示されたことを受け、平成26年9月に、「うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定し、基準等に基づき改善を図っております。

うきは市内8か所の学童保育所の1人当たりの面積につきましては、国の基準と同じで、おおむね1.65平米以上となっております。この基準を定める条例制定以降、面積要件を満たしていなかった学童保育所につきましては、運営者や保護者と協議を行いながら改修等を行ってまいりました。さらに、吉井、御幸、江南学童保育所は、令和3年度末までに建て替えや改修工事を終えたところでございます。この結果、現時点で全ての学童保育所が面積基準を満たしております。一方、支援の単位につきましては、おおむね40人以下が基準となっておりますが、千年学童保育所が45名、御幸学童保育所は2単位で、それぞれ41名で、40人を超える学童保育所も存在をしております。面積基準を満たした上で可能な限り柔軟に受入れを行っており、これにより、令和4年4月1日時点での待機学童は発生をしております。

3点目の、学童保育を利用していない家庭で、保護者が長時間不在という実態についての御質問であります、学童保育を利用していない児童につきましては、祖父母等の御家族が見ている場合や、習い事などに行くために学童保育を利用していない場合もあると考えられます。保護者の養育に不安がある場合につきましては、要保護児童対策地域協議会で対象の御家庭について情報共有をしております。また、独り親の御家庭につきましては、児童扶養手当の現況届の確認の際に、勤務状況や児童の養育の状況につきまして確認をして把握に努めているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

2番の中で、待機児童が今のところ発生していないということでお伺いしましたので、その点についてはありがとうございます。

私もちょっとコロナのほうになったんですけど、市内でこれだけコロナの感染者の方が多くなっている現状で、この夏休み、学童の中でも一定期間お休みになっていたケースもあったんですけど、全体としては運営を続けていただいていたので、多分、保護者の皆さんも大変ありが

たかただろうなというふうには思っております。

ただ、感染防止の観点から言うと、実際、何園かちょっと見学させていただいたんですけど、本当に密だなというのは実感としては受けました。よく和室とかにあるぐらいの横長のテーブルにお子さんたちが3人並んでお弁当を食べてたりしたんですね。ところどころにパーティションとかもなかったもので、やっぱりお子さんがその中で感染するリスクというのは多分にあるのかなというふうに受けて取りました。

それと、指導員の方たちですね。先ほどおっしゃっていたんですけども、指導員の確保ですね、すごく大変なんだろうなと思います。特に今は感染対策にすごく気を配っておられる状況をお見受けしまして、そこら辺の心理的な負担とかもあると思いますので、時々やっぱり学童が休みになってしまうとか、その方々の収入のこととかどうなっているのかなとか、すごく本当にケアしていただきたい部分が大きいなというふうに思いましたので、ぜひその辺りフォローのほうをしていただけたらなというふうに思います。

すみません、私、さっき、3番の質問をちょっと上手に展開できなかったんですけども、3番については、学童保育を利用していない御家庭の中で保護者の方が長時間不在のケース、それらの実態についてということで質問を挙げさせておいていただきまして、それに対して御回答のほうをいただきましてありがとうございました。

その中で、祖父母が見ているケース、あるいは行政としてどういった形で把握するかということについてお話がありまして、その辺りはありがたいなというふうに思うんですけど、習い事とかサークルが居場所になるお子さんばかりではないというのが、正直、母親として受け取っている課題の部分です。例えばサークル活動であったり塾であったりとか、月々やっぱり何千円かかかるので、そういったところにやれる保護者の方ばかりではないです。

学童の状況を見ると、やっぱりどうしても高学年になると、なかなかあの中で自分の居場所をつくりづらい子もいるだろうなというふうにも思います。そういったお子さん方が安心とか安全の部分で、親御さんもお子さん自身も安心・安全を気にしないで自主的に場を選択できる環境があればいいなというのが思うところです。今は、例えば図書館とか、そういったところを居場所に想定されるケースがひよっとしたら多いのかもしれないんですけど、図書館だと子供たち同士で会話ができたりしないとかもありますし、例えば都市部でしたら児童館という施設があると思います。乳幼児であったり、園児とか、その保護者の方をターゲットに絞るのかなというふうにも思われがちですけど、児童館とかだと小学生向けのスペースとか中高生向けのスペースとかがあったりして、そういったところが子供たちの居場所になるケースもあるかなというふうに思います。

今、そういった子供たちだけじゃなくて、家庭とか学校以外のサードプレイスの居場所づくり

というのが割と頻繁にメディアとかにも取り上げられたりしていると思うんですけど、勉強のためとかスポーツのため限定ではなくて、緩やかに友人とつながる場、地域とつながる場というのができないかなというふうに思います。多分、この一、二年という短いスパンでできることではないとは思いますが、公共施設整備の総合的な計画の中で実現に向けて御検討いただけたらなというふうに思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

あとは、(3)について言いますと、夕方から夜のお子さんの居場所ですね、これについてもどういうふうにお考えなのかお伺いしたい点があるんですけども、保護者がお子さんを見ることのできないとき、さっきも申し上げましたけれど、祖父母が見られないケースって、やっぱりこれだけ核家族が増えている中、シングルの方が増えている中だと、よく耳にします。中には、「菜の花」であったりシルバー人材センターであったりというお話もあるんですけども、受け手の方々の高齢化と、あとは、実際、会員から抜けておられるような状況もありますし、久留米広域のファミリーサポートセンターの見守り会員も、多分、うきは市、物すごい減っている。恐らく何人もいらっしやらないんじゃないかなというふうに思います。支援者の方々のコロナでの見守りの見守り控えというか、そういう問題もあると思います。サポーターの養成講座自体は久留米広域のほうやっておられるのは存じ上げているんですけども、実際うきは市内での活動状況であるとか、そういった夜間の子供の見守りの課題についてというのは、今後どういうふうに対策を立てていかれるというふうに考えていらっしゃるでしょうか。お願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員、さっきも言いましたけど、一問一答ですから、ちょっと区切っていったほうが、みんな分かりやすいし、ずっと幾つものが続いてのまとめになっていますから、その辺は、めり張りつけたほうが非常にいいと思います。

高木市長。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 福祉事務所に。

○福祉事務所に（浦 聖子君） 第3の居場所というのが近年、家でもない、学校、保育所でもない、そういった場所をとる部分は幾つかお話が来ていたところではございますけれども、まだうきは市内においては実現に至ってないところでございます。今後、何らかの、どういった形ができるのかは、ちょっと調査してまいりたいと考えております。

夜、1人でいる子供につきましてでございますが、独り親であったりしますと、児童扶養手当の確認のときに、どういった仕事をして、どういった勤務体系ですかというのをお聞きしたり、じゃあ、看護師でしたら夜勤とかがありますので、そういう夜勤のときはどうされるんですかというような、かなり突っ込んだ御質問をしまして、子供の養育に問題がないかというところを確

認させていただいているところではありますが、なかなか本人の収入を得るためにやむなく子供を夜間1人で留守番というところもあるのではないかと考えておりますが、その辺りにつきましては、ファミサポとか、そういった部分も御紹介をしていきますし、それが利用できない状況でございましたら、お仕事をちょっと検討されるようにお勧めしたいですし、そのための相談には乗りたいというふうに考えております。できるだけ子供が1人でいない環境をつくっていきたくて考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

こういう経済状況なので、親御さんがすぐに転職活動をするとか、そういったのがうきは市の地域状況的に見ても難しさはあると思っています。正直なところとしてはですね。でも、ファミサポの見守り会員たちが少ない状況にあるというのも重々承知をしております。なので、何かすぐに解決策は見つからないんだろうとは思いますが、先ほどから申し上げているサードプレイスのような場所ができることで、少なくともそういった御家庭が孤立しないよう、お子さんたちが孤独感を過度に感じるような状況にならないような、そういった形に持っていただけるようになったらなというふうに思います。これは要望になるかと思えます。御検討のほうをよろしくお願いいたします。

では、最後の3番の、市民サービスのデジタル化、窓口でのタブレット導入の質問のほうに移らせていただきます。

(1)、学校アプリ、公共施設予約システムなどの導入について、お考えを伺います。

(2)、市議会でのタブレット導入については、この数年、議論をされているところであると伺っておりますけれども、各部局でのタブレット導入について、お考えを伺います。

まず、(1)です。これ、広く言うとオンラインシステムの導入についてになるかと思うんですけども、これは対応の案件数が多いであろうような項目ですね、それらをオンライン化することで市民サービスの向上とか業務効率が向上するであろう分野でのオンライン化を想定して質問にさせていただいております。

それと、(2)については、私たち市民側が、いろいろと行政の手続があると思うんですけど、例えば引っ越しとか結婚とかに伴った住民票の異動とか、子育てとか介護とか、もろもろがワンストップで行えるようにならないかなという切り口と、あとは、各行政職員の方々も例えばペーパーレス化することとか、準備の時間とか工程数とか、そういったトータルコストの大幅な削減ができたり、業務効率化が図れたりとかというところの視点での御質問です。

あと、タブレットであれば、例えば出先に行ったときでも、イベントの様子を撮影してリアルタイムで情報発信をしたりとか、あるいは、現場のほうに行って写真撮影をした、そのタイミン

グで部局の中で同時に情報共有したりとかもできると思うので、そういった業務の効率化的な側面からも、どういうふうにかような形で考えなのかというところをお伺いしたいと思います。

2点です。よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、市民サービスのデジタル化、窓口でのタブレット導入について大きく2点の御質問をいただきました。

まず、1点目の、公共施設予約システムの導入と、2点目につきましては私のほうから答弁をさせていただきます、1点目の、学校アプリの導入につきましては、この後、教育長から答弁をさせていただきます。

1点目の、公共施設予約システム等の導入についての御質問であります、公共施設の利用及び貸館等の予約につきましては、現在、施設の窓口において対面で受け付けている状況であります。しかしながら、新型コロナウイルスの収束はいまだに見通せず、密の回避の観点から、人同士が対面する時間を極力減らすことの必要性を感じております。

そこで、新しい生活様式に即し、また、市民の皆様の利便性の向上と職員の管理業務の効率化を図るためにも、市民の皆様が簡便に施設予約ができるシステムの構築に取り組んでおり、現在、施設予約以外の関連する業務との結びつきや業務のフローなどを精査し、併せて様々な事業者のシステムをテストしながら、よりよい仕組みとなるよう検討を重ねているところでございます。

2点目の、各課でのタブレット導入につきましてはの御質問であります、各課でのタブレット導入につきましては、まずはタブレットを活用することで市民の皆様の利便性の向上と職員の業務の効率化に結びつくかどうかの観点から検討すべきものと考えております。例えば市民生活課では現在、マイナンバーカード及びそのポイント取得の支援のためにパソコンやタブレットを利用して職員が対応しておりますが、ほかの課でも同様にパソコンやタブレットを利用して利便性を図ることができる業務にどのようなものがあるのか、整理する必要があるかと考えております。

政府による情報システムの全国標準化につきましては、令和7年度のスタートを目標に動き出しており、窓口業務のうち、20業務について標準化対象業務となっております。これに関しまして、市役所内部でもプロジェクトチームを立ち上げるなどして対応の協議を始めたところでございます。

この流れと前後して、市役所の窓口業務のDX化として、まずは各課の窓口業務の洗い出しを行う必要性を感じており、その中でパソコンやタブレットの利用についても併せて検討してまいりたいと考えております。

一方で、全国の自治体で広がりつつある「書かない窓口」と呼ばれる住民サービスがございま

す。これは、市役所の窓口を訪れた市民の方に対して、職員が氏名や住所、生年月日などの基本情報を聞き取るか、もしくはマイナンバーカードの提示と暗証番号の入力で個人を特定した上でタブレットに基本情報を表示し、申請書等の作成を支援するものでございます。これにより、氏名、住所等の記載の手間が省かれ、また、複数の窓口にまたがる申請も1か所で完結することができるなど、待ち時間や手続時間の短縮にもつながるものとなっております。

以上、申しあげました様々なシステムや取組は、住民サービスの向上と併せ、最終的に職員の業務負担の軽減も実現できることが期待されることから、導入の可能性に対し前向きに検討してまいります。ただし、システムを一度導入しますと、長期契約となり財政的な負担が大きくなることから、国などの補助金等の活用についても十分に情報収集をしながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校アプリの導入についての御質問でございますが、文部科学省は、子供の欠席連絡や成績管理などの学校業務を教員が手元のパソコンで一元的に扱える新たな「校務支援システム」を導入する方針を決め、令和5年度予算の概算要求にモデル事業などの経費を盛り込むと報道されております。本市においても、現在、保護者へのアンケートについてはデジタル化を試み、保護者の回答や学校の集計作業の効率化を図っております。

御質問の学校アプリについてですが、欠席連絡等の手段をデジタル化することにより、「学校の業務効率化」、「保護者の負担軽減」といったメリットが考えられます。一方、現在行っております欠席の電話連絡についても、直接話をする事で児童・生徒の健康状態を詳しく把握できたり、状況によっては学校での様子を保護者に伝えたりできるといったメリットもあると聞いております。また、連絡ツールのアプリも複数あり、様々な機能がありますので、その点も含め、学校等の意見を丁寧に聞き取り、今後の検討課題としてまいります。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

学校アプリの関連については、令和5年の予算のモデル事業があるということをおっしゃっておられました。それと、市役所関係については、令和7年ですかね——の総務省のほうが出されている目安としては、というのをおっしゃっておられました。

学校の教職員の方々も、そして市役所の職員の方々も、今まで市議会の中で結構メンタルヘルスの議題が、お話が各議員のほうから上がっていて、取り上げられ出した経緯とかもありますので、こういったツールを替えることで、そういった教職員の方々、あるいは職員の方々の業務負担が減るのであれば、本来業務のほうに注力していただくためには、すごく有効な手段だと思いますので、そういったところにコストがかかる分には我々市民も、それに対して特に、コストが

かかり過ぎなんじゃないかとかというのはあんまり思わないように感じています。むしろ、そういったことを行っていただくことで正規の業務が全うしていただけたほうがいいのかなどというふうに考えますので、ぜひ御検討のほうを積極的に進めていただきたいと思います。

あと、もう一点、これ、今現在の、あらっ、これってどうなのかしらと思うところがありまして、職員の方々が現場で御自身のスマホであったりとか、御自身の持っていらっしゃるカメラとかで記録媒体のほうに取り込んでいらっしゃるようなものがあると思うんですけど、それらがちゃんと処理されているのかどうかというのは、実はすごく疑問に思うところではあります。当然、その職員の方が急に病気で倒れられたりとか、あるいは退職されたりとかというケースは当然あり得るわけなので、あまりそういった形のものを中心となって運用していくというのは、やっぱり危険な側面もあると思うので、できたらタブレットを供与することで、そういったトラブルを生むかもしれないケースというのを事前に防ぐことにもなるかと思っておりますので、併せて御検討のほうをいただけたらと思います。

それでは、最後は要望です。

以上で一般質問については終了させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） これで、2番、高木亜希子議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。12時30分より再開します。

午前11時14分休憩

午後0時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

それでは、次に、5番、組坂公明議員の発言を許可します。5番、組坂公明議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 5番、組坂公明でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

本日は、通告書に基づき質問いたしますが、3項目、1点目が、安全・安心なまちづくりについて、2点目が、小学校の熱中症対策について、3点目が、消防団について。

以上、3項目について質問をさせていただきます。

まず1点目、早速入らせていただきたいと思います。安全・安心なまちづくりについてということで、急遽、題材挙げさせてもらったんですけど、8月24日、先日ですね、福岡県に大雨・洪水警報、そして記録的短時間大雨情報が発表され、うきは市でも、定例会当初、市長のほうか

ら被害等の状況報告がありましたけど、この8月24日の大雨について伺いたいと思います。

まず、3つですね、1点目が、うきは市の初動対応についてどうだったのか。2点目が、消防団の大雨に伴う招集基準について伺います。3点目が、大雨時、道路冠水や浸水する地域というのは、ある程度決まっております。そういったところに対する具体的な浸水対策。私は、上水道より、こっちのほうを優先して早うせないかんって個人的には思っているんですけど、その浸水対策について、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、安全・安心なまちづくりについて大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の、8月24日の大雨における市の初動対応についての御質問であります。まず初めに、8月24日の気象状況について、当日、午前10時56分に気象台が発表した情報によると、24日の夜遅くにかけて局地的に非常に激しい雨が降り、大雨となるおそれがあるとされておりましたが、16時には、「福岡県では大雨のおそれはなくなりました」と発表されていたところであります。

ところが、8月24日の20時過ぎから徐々に雨が降り出し、21時04分に気象台から、うきは市に対して「大雨・洪水注意報」が発表されました。その後、急激に雨脚が強くなり、32分後の21時36分に「大雨・洪水警報」が発表されました。さらに、21時59分に、うきは市付近で110ミリの降雨があったとする「記録的短時間大雨情報」が発表されたところがあります。うきは市としましては、「大雨・洪水注意報」、「大雨・洪水警報」の発表に伴い、市民協働推進課消防防災係が直ちに参集し、21時40分に災害対策準備班を設置いたしました。災害対策準備班では、市内の水位観測所や雨量観測所の監視を行いながら、電話対応や現場に向くなどの対応を行いました。その後、翌25日1時15分には「大雨・洪水警報」は注意報に変更となり、1時25分に災害対策準備班を解散したところであります。

2点目の、消防団の大雨等に伴う招集基準についての御質問であります。うきは市消防団の体制については、地域防災計画及び水防計画で配備基準を定めており、災害警戒本部が設置された場合は、第1次非常配備として副本部長以上の幹部が本部に集合し、情報収集活動を主にを行い、事態の推移によって直ちに団員を招集できる体制を取ることとしております。また、災害対策本部が設置され、第2次非常配備体制が取られた場合は、全団員は各詰所に集合し、団長指示の下、分団長指揮により防災活動を実施することとしております。

3点目の、大雨時に道路冠水や浸水する川前・福益地区等の具体的な浸水対策についての御質問であります。まず、川前・福益地区の浸水対策については、福岡県において隣接する巨瀬川

のしゅんせつ工事を実施しているところであります。

次に、旧ナフコ吉井店付近、旧浮羽東高等学校一帯の浸水対策については、県営河川山曾谷川の河川改修の事業化に向け、福岡県が事前調査を進めているところであります。また、市営河川の安免川についても、うきは市において、今年度、改修工事の詳細設計に着手し、令和5年度に工事着手できるように進めているところでございます。

次に、浮羽究真館高校東側一帯については、県営事業による千代久谷川上流の冠区の一の瀬下ため池の改修及び水路の新設整備事業を行う計画を進めております。また、一の瀬中ため池については、通常、貯留を行わないようにしており、千代久谷川への流入をできるだけ軽減できるよう対策を行っているところでございます。また、水路の改修事業のほか、市内の河川については、今後も緊急浚渫推進事業等を活用した河川のしゅんせつを進めていく予定であります。

河川改修等のハード対策につきましては、多大な時間と予算が必要となりますが、昨年からは並行して、うきは市流域治水プロジェクトによるソフト対策として、水路堰の倒伏、ため池の放流など、事前の対策を講じながら、関係機関等と連携して地域全体で被害軽減に努めているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 御答弁ありがとうございます。何点か伺いたいと思います。

今回の大雨、8月24日の大雨にあつては、対策本部は設置していないと。そこで、まずお伺いしたいのは、記録的短時間大雨情報というのはどう認識されているかを伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課の江藤です。よろしく願いいたします。

記録的短時間大雨情報なんですけれども、こちらの情報につきましては、1時間に110ミリ以上の大雨が降ったときに発令される情報と認識しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 国土交通省、気象庁のほうのホームページに書かれております。

「記録的短時間大雨情報とは」と。読んでみましようか。

「数年に一度しか発生しないような短時間の大雨を観測したり、解析したりしたときに発表します」と。数年に一度程度。ということは、かなりもう被害は出るおそれは十分あるんやなかろうかと。「この情報は、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、まれにしか観測しない雨量であることを知らせます」。これが、気象

庁が定義されている記録的短時間大雨情報ですね。数量的には、今、課長のほうから述べられたように、1時間110ミリというのが目安で書かれております。

今回の大雨というのは、警報が出て、いとまがなく記録的短時間大雨情報が出ております。私は、この大雨情報が出たときに災害対策本部を設置すべきだろうと思っていたんですが、そこをどう市長は考えられているかを伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 今回の大雨なんですけれども、予期せぬ大雨といいますか、短時間で非常に多くの雨が降りました。

災害本部を立ち上げるべき、対策本部を立ち上げるべきではなかったのかということなんですけれども、実際参集いたしまして対応していたところ、雨雲を見えていますと雨雲が去っておりまして、今後、雨が降る可能性が低うございましたので、状況を見ながら判断をしていたというところがございます。結果的には本部を立ち上げなかったということでございます。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 課長のほうから答弁いただきました。

災害というのは、予期せぬ、だから、災害なんですよね。予報が出れば、今回の台風対策みたいに、あしたはどうしましょうかと、そういった対応ができるんですよ。ただ、この24日の大雨というのは、警報が出て30分もせんうちに記録的短時間大雨情報が出たんですよ。私は、このときに災害対策本部を立ち上げるべきと思っておりますが、根拠は、うきは市の地域防災計画、記録的短時間大雨情報というのは書かれているんですよ。災害対策の第2配備体制です。出てくるの、第2、第3です。風水害発生時の配備体制ということであつたわれているんですよ。

今回こういった事案が発生したというのは教訓に持って、私はですね。たまたま1時間ぐらいで済んだ。これが、2時間、3時間やったら、数年前の朝倉豪雨につながるおそれがある。そういったときに、なら、2時間大雨が続いたって。招集しても来られないような状態になります。そういった地域防災計画、いや、これは該当しないよということであれば見直しの必要があると思われませんが、市長、お考えをどうぞ。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから、今回の8月24日の大雨について、気象情報の話であったり、予期しない大雨だったという答弁をさせていただいておりますが、議員が御指摘されるように、危機管理に言い訳は通用しませんので、結果が全てであります。今回の件をしっかりと受け止めて次への対応につなげていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。よろしく願いしておきたいと思います。

それから、消防団の招集基準ということでお伺いしました。24日、私、大雨情報が出て、管内を見回りました。この質問に書いてあるところ、浮羽究真館高校の東側は行っていませんけど、それ以外のところは見てきて、水が膝上までたまっていました。道路冠水ですね。膝上までかかるというと、もう住宅に入るんですよね、床下。ましてや、警報が出てすぐに、あの短時間ですから、家を防ぐいとまもない。

たまたま、東高の東側のところ、19区一帯ですね、あちらのほうを確認してきました。いや、消防団の方々がみえられ、いつも、それくらい浸水しとったら、通行止めをして、家のほうに行かないような流れで土のうを組んでいる。そういったのを今まで4年間見てきました。今回の大雨には、それがなかったものですね。私、現場のほうで住宅のほうに行ったら、いつも消防団が来てくれて土のう止めしてくれるんやけど、今日はもう間に合わんやっさと。家の中にも入ってきたというようなことをおっしゃっておられました。ここの地域の方がですね。

ここで検討していただきたいのは、市が、対策本部ができんと招集しない、そうおっしゃられたと思いますが、市の対策本部が出来て初めて消防団が集められる、それで間違いないでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただいたんですが、もう一度申し上げますと、災害警戒本部が設置された場合には、第1次非常配備として副本部長以上の幹部が本部に集合して活動をするということと、もう一つ、災害対策本部が設置され、第2次非常配備体制が取られた場合については、消防団員全員が活動をするというふうに答弁をさせていただきました。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 失礼しました。私のほうが、今、間違っておりました。災害警戒本部、これが設置されたときということで、今回も警戒本部までは、準備班ということで終わっている。

多分に、この日、市民の方から、家に水が入りよるやらという通報はあったんじゃないかなろうかと。それというのは、もう被害やなろうか。警戒本部、対策本部に上がっていくのは被害のおそれがあるときです。被害が発生している。そういったときというのは、もっと早く集めるべきだろうと思って、今回、質問をさせてもらったところでございます。

消防団というのは、地域の防災の要ですから、ましてや地元の災害をよく御存じです。警戒本部ができないと動けない、そういった体制やったらいかんって私は思いますけど、そこのことというのは柔軟に、地域の消防団の人は、そういった巡回とか、そういったのができるのか、そこ

のどこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 先ほど市長が申しましたのは、警戒本部で市の体制に沿った体制でございます。

消防団につきましては、今回の雨につきましても、団長、副団長のほうでいろいろ協議を重ねておりまして、どういった対応を取るかというところは、団長、副団長で協議をしていたとは聞いております。その結果、雨がもう小康状態になっていたというところで状況を見ていたとは聞いておりますので、市役所の指示がないと動けないということではなくて、団で、それぞれの状況に応じて、住民からの要望、あと、危険度に備えて動くものと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 了解しました。柔軟に動かれると、団長、副団長の判断でということですね。

どうか、そういった市民の声が実際にあった予期せぬ災害です。地域防災計画というのは、一つ一つ順番に、予報で災害が来ますよ、それに伴って準備班から警戒本部、警戒対策本部、対策本部というような感じにつくり上げるのではなくて、その災害災害で次に何が起こるかというのを想定しながら対策本部はつくるべきだと私は思いますので、どうか、そのところを御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

そして、3点目の、河川整備ですね。これって、もっとスピード感を持って改修ができないのだろうか。莫大な時間と予算がかかるということで御回答をいただきましたけど、もう少し応急処置的な改修はできないのか。具体的に言うと、民家のほうに流れないように改修の仕方ってできないのか。そういった検討はされているのか、伺いたしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課、石井でございます。

今回の御質問の中の分につきましては、本年3月にも組坂議員のほうから御質問をいただいて、同じような回答になっております。また、7月には、総務産業常任委員会のほうでも現地を直接見ていただいた箇所のもございませう。

スピード感ということでございませう。私個人といたしましても、この19区、それから、旧浮羽東高裏側、浮羽究真館高校付近につきましては、本当にこの災害対策という意味では、一丁目

一番地の思いで進めておるところでございます。ただし、やっぱりどうしても点を改修する場合に、全域、下流域のことをどうしても考える必要がありますので、少しその辺りの状況も踏まえたところで、先ほど市長の答弁にもありましたように、来年度には下流域も含めて改修を進めていく予定でございます。また、山曾谷川につきましても、河川全域の改修というのには、隣の大谷川のように何十年の時間を要しますので、3月の答弁にもございましたように、一旦、水を受ける貯水的な機能も含めたところで応急的な対策ができないかを福岡県のほうで、今、協議をさせていただいているところでございます。

また、議員が今回お尋ねになったものは、それぞれの住宅の入り口付近での個別の対策なのかなというふうに思っております。まだその部分については、申し訳ございません、私もその対策までは考えが至っておりませんので、市民協働推進課等とその辺りの支援も含めて検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 建設課長のほうから御回答をいただきました。

これというのは、私は、上水道とかの整備よりも先にやるべき事業だと思っております。安全に安心に、うきはの町に住んでもらわんといかん。毎年毎年、大雨におびえて生活をされている、そこを御理解いただいて、重々、財政が厳しい、それは市長がいつも言われとるからですね。ただ、優先順位というのもあると思いますので、できましたならスピード感を持って改修していただければと思っております。

それでは、30分過ぎましたので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

小学校の熱中症対策についてということで、現在、コロナ禍でマスクを着けた授業を子供たちはやっていると思います。そういった中、今年も、もう6月ぐらいから30度を超えて35度、そういった高温の日が続きましたけど、学校における熱中症対策について、1点目、伺いたいと思います。どういったことを主にやられているのかを伺いたいと思います。

2点目が、小学校の児童は、学校に行くと、大体水筒を持って行かれております。水分補給をしていると思うんですが、先日、学校に、帰りがけ行ったときに、子供たちの――半分まではいきませんでした、3分の1ぐらいは水筒が空なんですよね。あるいは、水筒を持っていない子もいました。帰る時間というのが、2時、3時のもう一番暑い時期に下校ですね。学校のほうに冷水器等を設置したらどうかという御提案の質問ですが、以上、2点、教育長のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀樹君） 小学校の熱中症対策について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の、夏季における学校での熱中症対策についての御質問ですが、学校では、環境省、文部科学省から出されている「学校における熱中症対策ガイドライン」及び県の通知に従って対応しております。具体的には、児童・生徒の健康状態等を把握するとともに、休み時間、体育の授業の前後等において、小まめに水分や塩分を補給する時間を設定しています。また、暑さ指数等を活用し、気温が高い日は外遊びを控えるよう指導するとともに、気象情報や児童・生徒等の体調等を踏まえて、ちゅうちょなく教育活動計画の変更、中断等を行うなど適切な措置を講じております。さらに、マスクについては、運動時、登下校時を含め、状況に応じてマスクを外すように指導しているところでございます。

2点目の、各小学校への冷水器等の設置についての御質問でございますが、現在、市内小学校において冷水器等の設置はなく、近隣の市においても小学校への冷水器等の設置はしていない状況にあります。

小学校に設置していない主な理由としては、1つには衛生面で、小学校は冬場や夏休み期間中など長い期間使用しないことがあるため、冷水器の衛生管理が必要となる点です。2つ目は、新型コロナウイルス感染が拡大する可能性があることです。冷水器は、給水の接続工事が必要なことから設置台数に限りがありますが、短い休憩時間に児童が冷水器に集まり、密になる可能性があることから感染の拡大につながるのではとの不安があることです。

以上のような理由から、これまでは小学校の冷水器の設置は検討していませんでした。環境省、文部科学省で作成した「学校における熱中症対策ガイドライン」において、熱中症の予防策としては、「環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと」としており、年々気温が上昇傾向にあり、35度を超える猛暑の日もある中、熱中症予防対策として児童の水分補給は大変重要な課題であると認識をいたしております。まずは水筒持参を継続しつつ、水筒だけでは不足する水分補給の手段として冷水器の設置ができないか、今後の検討課題としてまいります。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 今回は、子供たちの保護者のほうから話があつて、冷水器を取り付けてもらわれんやろうかということで、今回、質問をさせてもらったんですが、冷水器を設置しない理由の中に、衛生面とコロナの感染危険、この2点を教育長はおっしゃられたと思います。中学校には冷水器が設置されていますが、コロナ感染があつたのか。そういった危険があるなら撤去する必要はないのか。ちょっとそこのお考えを伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀樹君） 中学校のほうは部活動等ございますので、冷水器のほうを設置している現状がございます。その中で、中学生の場合、現在、冷水器に口をつけて飲むのではなくて、コップのほうに入れて飲んでおるといふふうに聞いております。また、冷水器の清掃も一月に

1 回程度、生徒会を中心にやってくれているという状況でございます。小学生と中学生の違いと
いいますか、そういったところで、群れるとか密になるという部分で判断ができるというところ
は中学生にあるのかなと思っております。

それと、冷水器を原因としてコロナが感染したかということにつきましては、すみませんが承
知しておりません。

○議長（江藤 芳光君） 5 番、組坂議員。

○議員（5 番 組坂 公明君） よく、冷水器をつけたほうが、午前中の質問にもありましたけど、
うきはの水はおいしいと。そのおいしい水を冷たく子供たちに与えるのはいいことやろうと思う
んですけど。また、熱中症予防の観点からするなら、水分補給が重要ということで教育長はおっ
しゃいました。環境省の熱中症保健マニュアルに書かれているんですよ、冷たい飲料って。冷
たい飲料はどういったのかち。5 度から 15 度だそうです。これを準備しましょうと。そうす
ると、水道水はそれより、地下水はちょっと高いんですよ。この冷たい水というのは、体を冷や
すためにも、深部体温を下げるためにも効果があると思います。そうすると、私は、各学校にも
コロナの感染対策は必要だと思います。中学校も、そういったコップやらでということであれば、
そういった対策を考えながら、うきはのおいしい水を飲んで、そして勉強して、元気に育って
いただくというのは、私はいいいことだろうと思っているんですが、御検討のほうはできないでし
ょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀樹君） 先ほど答弁させていただきましたように、今後の検討課題として、し
っかり検討してまいります。

○議長（江藤 芳光君） 5 番、組坂議員。

○議員（5 番 組坂 公明君） ぜひ予算組んでいただいでですね。そう高いものではないと思う
んですよ。設置していただくよう御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、衛生面にありましては、今の冷水器というのは、自動の洗浄型の冷水器になってい
ますから、そこのところはクリアできるのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと
思います。

以上で、2 点目の質問は終わりたいと思います。

続きまして、消防団について質問をさせていただきます。2 項目です。

消防団の人員確保における現状と課題について、市長の認識というか、お考えをまず伺いた
いと思います。

2 点目が、消防団への協力金——寄附金なんですかね、について、市長の見解を伺いた
いと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、消防団について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の、消防団の人員確保における現状と課題についての御質問であります。消防団員の数は全国的にも減少傾向にあり、平成30年度から2年連続で1万人以上減少し、80万人を割り込むような危機的な状況にあります。

うきは市消防団につきましても年々減少しており、定員数については、平成30年5月に、消防委員会から、「うきは市消防団組織の見直し」について答申書が提出され、令和4年度から、定員数を520名から500名に減員を行ったところでございます。しかしながら、令和4年度において、定員数500名に対し、実員数469名となっており、既に定員数を31名割り込んでいる状況にあります。

そのような厳しい状況を受け、団員確保の取組につきましては、消防団自身による勧誘活動や、自治協議会を通じた各行政区長への協力依頼、広報誌等を通じた募集活動を行うとともに、報酬の見直しや消防団活動内容の見直し、理解の促進など、団員確保に向けた取組を進めておりますが、少子高齢化による人口減少や、サラリーマンなどの被用者の増加、若者の価値観の多様化などにより、団員確保が厳しい状況が続いております。

一方で、近年、頻発化、激甚化する自然災害の中で消防団の存在はますます重要となっております。消防団の活動は、地域に密着し、市民の安全・安心を守るという重要な役割を担っており、市民の皆様から寄せられる期待は極めて大きいものがあります。今後とも小・中学生など若い世代にも広く周知・啓発を行うとともに、郷土愛護の精神を育ていけるよう、引き続き取組を進めてまいります。また、消防団機能を維持し、安全・安心なまちづくりができるよう、消防団とも十分協議しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

2点目の、消防団の協力金についての御質問であります。消防見舞金または消防費と言われるものが存在することは承知をしております。これらにつきましては、地域の方々から消防団に対し、平日頃の活動に対する感謝や労苦をねぎらうためのものと、そのように伺っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点目が、消防団員の人員確保ということで御質問させていただきました。これというのは、議会でも過去2年ほど議論された問題です。そして、消防団と議会に壁ができたような感じもございました。

私がここで質問したのは、あの2年前に意見交換会をした、あのときの各分団長との意見交換会、一般団員の方の気持ちを吸い上げてきてもらいました。それが生かされているのか。一般団

員の思いが全て正解だとは思いませんが、消防団のことは消防団で決める、当然だろうと思います。ところが、相談にまだ来るというのは、きちっと話し合いができていないのではなかろうかと。これは全国的な問題として、インターネットで「消防団」と検索したら、そういった問題が出てきます。

私は、そういった一般団員と幹部の方々の話し合い、そして、どう将来、あるべき消防団をつくり上げていくかというのを市長が発信しなければいけないんじゃないかならうかというのが、私の今回この質問をした趣旨でございます。魅力ある消防団は消防団自らがつくる。それが一番、団員確保には必要なことだろうと思います。

避けて通られないのは、ポンプ操法の問題でございます。ポンプ操法というのは、昨日あったですね、県大会。また、長期間訓練されて、選手の方、消防団の方は大変御苦労があったと思います。これって全国的に課題なんですね。ここというのは、私は、周りが——私が言うのもおかしいとは思いますが、しっかり向き合っただけで消防団の中で話し合う、そういった体制づくりをですね。消防団というのも、うきは市の一組織でございますから、そのトップは市長でございますから、そういったのを話しすべきだろうと思っておりますので、よろしくお話ししたいと思います。市長、何か御意見がありましたら。

○議長（江藤 芳光君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 消防団については、先般、議会の御同意をいただいて、いわゆる報酬手当、費用弁償の改正を行ったところであります。当座の課題は、処遇改善をどうするかということで随分議論して今日まで来ております。

そしてまた全国的な動きなんですけど、それを踏まえた上で、さらに消防庁においては、消防団員の確保、あるいは、訓練の充実強化に向けて様々な検討をされておまして、今年度、モデル事業を行って、そのモデル事業の取組の中から全国に事例を紹介していきたいという動きもありますので、そういう国の動きなんかもしっかりと把握をしながら取り組んでいきたいと、このように思っております。

それから、操法大会のお話が出ました。昨日、県操法大会がありました。残念ながら優勝することはできなかったんですが、昨日、感動したのは、選手の皆さん、あるいは監督の皆さんのお話を聞くと、実は、この県操法大会に向けて、7月16日の祈願祭をスタートに、約50日間にわたる長期的な、長期間の訓練であったんですが、この訓練期間が非常に充実してて、自分自身、大きく消防技術を高めることができた。ぜひぜひまた次回にもチャレンジして、またいい成績を残したいという力強いお話を選手のほうから聞いて感銘を受けたところであります。

そういうことであつたり、消防団の実情について団長とも常日頃から意見交換しながら、私自身、取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

全国的に消防団のアンケート調査というのが、どこの消防団でもあつてゐます。うきは市の消防団つて、500人がどういつた気持ちを持つてゐるのか。これも、吸ひ上げるといつのも、今後、将来あるべき姿になつていくんじやなかつたかと思つておゐるので、ぜひさういつたのも参考にしながら組織を強固にしていただければと思つておゐます。

それから、2点目の、協力金の件、市長のほうから、当然、さうですね、地元の方のねぎらいつの気持ちで始まつたんだらうと思ひます、私も。引つかかるのが、そしたら、身分の保障はどうなかつたんであるんですね。消防団の身分といふのは何なのか、教えていただきたいつと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 消防団員につきましては、非常勤の公務員に当たります。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 非常勤の特別公務員、特別な公務員と。

市長、特別公務員は寄附金を頂いてよろしいのか、伺いたいつと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員も承知だと思ひますが、平成22年3月24日の横浜地裁の判決に於いて、この特別公務員である公務員が寄附を受領することは違法となる余地があると、さういつ司法判断が示されたといふことは承知をしてゐるところであります。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） そのとおりでございます。裁判の結果が出てゐる。違法の余地があると。違法とまではお答えしてないだらうと思ひます。それはなぜかち。僕も協力金といふのは反対はしないんですよ。ただ、そこに透明性が必要じやないですか。

地域をいろいろ確認しましたら、吉井地域では各世帯1,000円集められてゐるさうです。そして、行政区単位で10万円とか分団のほうにやられてゐると。浮羽町のほうは2,000円と聞きました。山間部は3,000円と聞きました。果たして、それがいいものなのか。地域でどうしてこんな格差があるのか。全て協力金を否定するつもりはございません。これは地元の人のねぎらいつのお金やらうと思ひますからですね。ただ、そこの格差、それから、何に使つてゐるか。特別公務員ですから、その透明性、これはしつかり確認すべきではないかと思ひますが、市長、どう思われますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 協力金、見舞金と言われるものにつきましては、存在することは承知しております。また、地域によって格差があるということも聞いております。ただ、その使途につきましては、各分団のほうで使われております。具体的に市のほうに、こういったことに使っているというのは聞いておりませんので、各分団のほうの使われ方になると思います。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 私、各分団の運営費で使われているというお話を聞きましたので。

消防の責任は市町村にあるってなっていますよね。消防団の運営費——各分団ですね、消防団じゃないです、消防団の各分団の運営費で使われているということであれば、それって本来、市の予算でしなければならないことではないかなという思いです。詳細な実態は把握しておりません、私も。そういった形で運営費として使われていると伺っております。そういったのも、今すぐこうせよ、ああせよじゃないんですけど、改善すべきところは改善しなければならない。そのためには実態をきちっと掌握する必要があると思うんですが、市長、どうでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 議員おっしゃられるとおり、分団、消防団の必要経費については、市で予算をすべきだと思っております。

その中で、運営経費、もし必要な経費について、もし、この見舞金のほうがされてあるのであれば、そちらのほうは市で予算化を考えていきたいと思っております。ちょっと消防団と協議しながら、その辺りは進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 実態のほうを調査、よろしく願いして、市が出すべき予算は、きちっと市が出さんといかんとやろうと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

1世帯1,000円やったら、うきは市、1万1,000世帯ありますから1,100万。2,000円のところ、3,000円のところがあるってなると小さなお金ではないと。ということは、そこというのは市がちゃんと、こういった内容で使われているか把握すべきだろうと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

最後にまた、くどいようですけど、ポンプ操法の県大会が昨日終わりました。市の大会というのは、何ですかね、訓練の報酬というのはあるのかどうかは、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市の操法大会ですけれども、当日は報酬のほうは払われま
すけれども、日々の訓練自体は分団ごとでも違いますし、払われてない——年額報酬のほうで
と考えております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 大切な基礎訓練、必要な基礎訓練と市のほうが認識されているの
であれば、その訓練に対する対価というのは支払うべきだと思っておりますので、よろしくお願
いしたいと思います。

以上で、3項目、質問を終わりますが、あと5分ありますので。

ぜひ消防団が1つになるような取組というのは、僕は、ストレートに言うと、幹部の皆さんと
一般団員の皆さんと一緒に真剣に話し合いをしていただいて、よりよいものをつくっていくこと、
これが僕は団員確保への近道だろうと思っておりますので、今回、定例会において、公務員の皆
さんの、何ですかね、育児休業とか、そういったのも提案され、可決されたですね。消防団も同
じなんですよ。そして、ポンプ操法をしている年齢というのは、まさに子供を育てる年代なん
です。そういったときに、今の時代、男性も女性も一緒に子供を育てていこうやという家庭の気
持ち、そういったのも、今、変わりつつというか、変わらなければならないことだと思うので、
やっぱり訓練の見直しやらというのは、個人的には必要なんだろうと思っておりますので、地域
防災の要である消防団が一致団結して強固な組織になって、魅力ある組織になっていただきたい
という思いで質問をさせていただきましたので。

以上で、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） これで、5番、組坂公明議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。1時45分より再開します。

午後1時29分休憩

午後1時45分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

その前に、この1時間、江藤市民協働推進課長が台風対策のために席を離れておりますので、
お伝えをしておきたいと思います。

それでは、次に、8番、岩淵和明議員の発言を許可します。8番、岩淵和明議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 8番、岩淵和明と申します。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私のほうから、本日は2点質問をさせていただきます。いずれも新型コロナウイルス感染対策についてということになりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まずは、今、感染の拡大の中で、現場で対処されている方々に改めてこの場を借りてお礼を申し上げたいと思ひます。非常に大変だと思ひますけれども、ワクチン接種も含めて、市の関係者も含めて、御苦勞されていることに感謝したいと思ひます。ありがとうございます。

うきは市は、今年の1月12日公表の第6波以降、急速に感染が拡大して高止まりの状況が続いておりました。さらに、6月29日の公表のときから第7波に切り替わった状況が続いて、さらに一段と急速な感染爆発とも思われる状況が継続しております。福岡県は7月22日にコロナ特別警報を発動し、8月3日からは国からのオミクロン株BA.5強化地域ということで指定されており、全国で25道府県が指定されて、これは拡大しているかどうかはちょっと状況を把握していませんけど、その時点ではそういうことだった。市民の日常生活に大きな影響が出ており、行動制限や規制はないものの、感染した場合の自己責任あるいは家族責任というふうに言われて、極めて見えないウイルスへの恐怖感だけが流布されている現状があると思っております。先週末から減少傾向が見られますけれども、市民の皆さんの暮らしに大きな影響を及ぼすこの課題について、市長並びに教育長のお考えを伺いたいと思ひます。

まず第1点目は、新型コロナウイルスの感染拡大についてということで、オミクロン株のBA.5系統への置き換わりが推定されていますけれども、この急速な感染拡大が継続している、これについて、市長の所感とか見解をまずはお尋ねをしたいなというふうに思ひます。

それから、2点目は、学校現場における感染拡大防止に向けた取組の現況について、なかなか聞く機会がないので、ぜひこの場を借りて御報告をいただければありがたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、新型コロナウイルス感染症拡大について大きく2つの御質問をいただきました。1点目につきましては私から答弁し、2点目につきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

オミクロン株BA.5系統への置き換わりによる急速な感染拡大が継続していることについての御質問であります。

まず、現在の感染者数の状況でございますが、県内の8月15日から21日までの1週間の新規感染者数は8万2,955人と、前の週から8,689人増加をし、地域別では、全ての地域で

1週間前と比べ増加をしております。年代別では、10代以下が25%、60代以上が18%となっております。本市におきましても、8月15日から21日までの1週間の新規感染者数は525人と前の週から8人増加をしており、年代別では、10代以下が28%、60代以上が22%と、県と同様の傾向にあります。一方、県内の重症者数につきましては、15人と1週間前から8人減少し、重症病床使用率は10.5%から6.9%に低下をされていて、低い水準で推移している状況となっております。

なお、その後のうきは市の1週間の新規感染者数は、8月22日から28日までが424人、8月29日から昨日9月4日までが187人となっております。減少してきているところでございます。現在流行している「オミクロン株BA.5」につきましては、「感染力が非常に強いが重症化しにくい特性」と、「現段階では行動制限を行わない」という国の方針に基づき、県が「福岡コロナ特別警報」を発動し、感染防止対策を徹底しつつ、社会経済活動、学校教育活動との両立を図っております。

本市においては、これまで市民の皆様に対して基本的な感染防止対策の徹底、事業者の皆様に対して業種別ガイドラインの確認や換気の徹底などをお願いをしてまいりました。また、ワクチンについては、接種を希望する全ての方が安全・安心に受けられるように接種の機会を提供しております。秋から開始予定の「オミクロン株対応ワクチン」の接種につきましても、決定次第、速やかに接種ができるようにしてまいります。市民の皆様のため、引き続き県と連携を図りながら、市民の皆様、事業者の皆様など力を合わせて取り組み、この難局を乗り切ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀樹君） 2点目の、学校現場における感染症拡大防止に向けた取組の状況についての御質問でございますが、市内小・中学校の感染症拡大防止については、文部科学省から出されています「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に従って対応しております。具体的には、児童・生徒の健康状態を十分に把握し、手洗い、消毒等の徹底をしており、3密を避けるため、換気の徹底、集団で行う活動等においては、人数、人との距離を考慮したり、給食時には黙食を行っています。さらに、保護者の方には、2学期初めに文書を配布し、登校時前の健康観察の徹底をお願いしているところです。また、学びの保障の観点から、臨時休業、学級閉鎖等時には、原則として小学校中学年以上でオンライン授業を実施しています。低学年においても実施できるように準備を始めているところです。さらに、濃厚接触者や健康に不安を抱える児童・生徒にもオンライン授業で対応しようとしております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 1番目の、市長の見解ということで、引き続き県と連携していくということ。学校現場においては、休校等があった場合にはオンライン授業を行っていくということで、それまでの衛生管理マニュアルを基に運用していくということのお答えだったと思いますが、そもそも、この新型インフルエンザ特措法という、のところで、国や地方公共団体には蔓延防止する責務があるというふうに書かれております。的確な、かつ迅速に対策を実施しなければならない責務があるというふうに明記されております。また、第4条で、国民に対しても対策への協力の責務というふうなことも明確になっております。ただ、この中心点は、特措法の地方公共団体というふうに書かれているのは県を指しているということだろうと思います。したがって、うきは市は、国や県が実施する対策に推進する立場だと、連携していくという立場だろうということは十分理解した上でお話を伺いたいというふうに思っています。

今、市長のほうは、引き続きということで連携を図っていくということですが、8月、感染拡大の中で、8月1日、市民へのお願い、あるいは8月4日にも、市長のメッセージということが出されておりますけれども、蔓延、拡大を防止するという目的で出されているとは思いますが、その達成度合いについて、市長はどういうふうにお考えですか。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 達成度合いを数値的にお示しすることはできませんけれども、私どもとしましては、政府並びに福岡県の方針、感染抑制と社会経済活動の両立を図るウィズコロナに向けた取組を今、進められておまして、特段の行動制限は行わないと、こういう方針の下に、我々ができる、うきは市民の皆様お一人一人にお願いする案件は、やはり一人一人が主体的に感染予防行動、注意深い行動をすることが一番重要だと、こういうことと認識をしておまして、今、御指摘がありましたように、防災無線であったり市のホームページに感染防止対策の基本的な対策について今まで呼びかけをしてきたところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 感染が始まって、今、第7波。以前、去年の第4波のときには、3月から6月までのところで40人程度だったんですね。ただ、第6波、第7波とあるわけですが、特に第7波、この2か月間、6月の28日から8月の29日ぐらいまでで2,868人ということで、期間はそれぞれ取り方が違うので、参考にしてもらえれば良いと思う。約70倍ということであります。現在の累計で5,000人近い数値まで上がってきて、8月29日現在では4,819人。単純に、うきは市の人口で割っても2割近い数値になるだろうというふうに思います。

市長は、この感染拡大が、特にうきは市において、このように拡大していくということについて、先ほど、お一人お一人というお話ありました。感染拡大は自己責任だとお考えかどうかをち

よっと確認したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） これは、行政を預かる者として、行政としてもしっかりと対応しなくてはいけないというふうに思っておりますけれども、先ほどからお答えしてまいりましたとおり、行動制限がない中で、やはりお願いするのは一人一人の主体的な感染予防行動、注意深い行動、これが一番重要だと、このように認識をしているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 主体的な行動。なかなか分かりにくいことでありますけど。要は注意しなさいということですが、注意しても、どこで、目に見えているわけじゃないので分からないというのが実態だろうと思うんですね。だから、最初に申し上げたように、恐怖感というのが非常にあって、外出を控えて家に閉じこもるとかということも含めて、いろんな市民の暮らしに影響を与えているというふうに思っているし、あるいは、マスクを外す場面も含めてあることに対して、非常にその人に対する嫌悪感を覚えたりするということが現実的にあるというのが現状だと思うんですね。

ちょっと、皆さんに御配付の資料を説明させていただきたいというふうに思います。

全部で7枚配付させていただきますけども、1枚目は、今年1月からの第6波から第7波の感染された人数を1週間単位で表しています。第6波と第7波での推移に大きな差があることが分かります。感染爆発がどのように推移しているのかということが分かる、把握できると思います。

それから、飛びますけど、一番下の（7）のところになりますけども、これは、同様に同じ期間で、うきは市の年代別の感染者数の推移を示しています。先ほど市長の答弁の中にもありましたように、10代、あるいは60代のところでの推移というのが全体として塊として見えてくるんだろうと思いますけれども、一番多いのが、やはり10歳未満かな、10歳未満が多くて18.4%。これは、全部を累計した数字で言えば、（4）ページのところの下に1月から8月末までの数値が出され——私が作ったものですが、4,658人合計の中のそれぞれの年代別のところを取っています。これで一番大きいのは10歳未満が一番。次が10代。そして、30代、40代というふうになってくるというふうに思います。70代以上の高齢者は、11.8%というふうになってまして、さっき市長がおっしゃっていたように、60歳以上のところが2割——22%あるとかというふうなことをおっしゃってましたけども、同じことだろうというふうに思います。

それから、（2）のところは、うきは市の感染者数を人口10万人当たりということで置き換えております。これは、うきは市の感染状況を理解する意味で、ほかのところと比較する意味で人口10万人当たり置き換えているということで、検証するための目的で作成しております。

(3) のところには、NHKが特設サイトを設けておりまして、毎日この情報は更新されていますけども、これは8月30日までということで、30日に公表されたものですが、29日までの数値が載っています。うきは市が今現在、(2)のところでは、赤い棒グラフになりますけど、人口10万人当たりのところが1,431.6人。この数値を(3)のところでは置き換えてみれば、意外と高いところに推移しているということだけは分かるかなというふうに思います。

それから、(4)については、エクセルの表になりますけども、これは、厚労省の第93回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料に掲載されたものを確認しながら、人口10万人当たりの年代別の感染者数と死亡者数が出されておりました。うきは市でのレベル把握をするために確認したものであります。これは全国の数字ですので、もうちょっとランクは低いところですが、この表で見れば、ちょっと切れているところがありますけども、b)のところでは、うきは市の人口、2022年3月末の人口で割った場合に、全国規模で陽性率18.127と、例えば10歳未満のところで見れば、うきは市が384人だけでも、この実態は858人ですよということになります。そういう意味では、それぞれのところが高いということが見られる状況があるのかなと思う。

それから、死亡者については、それも年代別に出されておりますけども、10歳未満で言えば、下6桁のところでは初めて数字が出てくるという。これはオミクロン株だから、こういった状況になってくるんだろうと思いますけども、右端にずっと寄っていくと、80代以上のところは4.45%というふうな数値が出て、全年齢で言えば0.26%というふうになっています。これをうきは市のところで陽性者数から比率を、これの比率で計算していけば、60代から80代のところで1以上の数字が出てくるということが推計される。うきは市では、死亡者の公表はされてないし、把握もされてないというのが現状だと思いますので、うきは市がどういう危機的な状況にあるのかということを経験するために一応数値として表したものであります。

それから、(5)については、ワクチン接種の内容について、首相官邸、内閣官房室が毎日更新している内容について、8月30日公表分というふうなことで出ているものです。それぞれの1回目、2回目、3回目、4回目ということで、それから、小児用のワクチン接種の比率についても公表されております。

それから、(6)は、その同じワクチンの全国的な各年代別の数字が示されて、福岡県ということで、一番上に全国の平均値が載ってて、福岡県のレベルがどうなのかということがそこに示されているというのが状況です。こういったことを比較検討しながら、うきは市の現状について考えていけないといけないのかなというふうに思っております。

そこで、質問をさせていただこうと思いますけども、さっき市長には、どの程度達成されているか、あるいは、感染拡大が何でここまでいくのかなと思うところがあると思います。そういう

意味で、福岡県内でも爆発的に思える感染があるわけですが、なかなか専門家とかアドバイザーだとか医師だとか、そういったこととコンタクトして、感染が拡大していることについて協議は行ったことはありますか。あるいは、そういう福岡県の情報を入手しておられるかどうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、市としましては、週に1回、浮羽医師会との協議を行っているところであります。詳細については、保健課長のほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

専門家との感染対策についての協議でございますけれども、市長も申し上げましたように、毎週木曜日に浮羽医師会と新型コロナワクチン接種について協議を行う中で、必要に応じて感染症対策について助言や指導をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 付け加えますと、私自身、北筑後保健所運営協議会のちょっと役員を仰せつかっておりますので、定期的に福岡県北筑後保健福祉環境事務所長ともいろいろお話しする機会があるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 感染が拡大すれば亡くなる方がおられるんですよね。亡くなっている事実について公表されていないので、実は、そういう意味で不安感だけが残っていて、逆に、対策とか、そういったのが行われたい、行われたいというか、さらに対策を強化しなきゃいけないというインセンティブがそこに働かないという現象が、実を言うと、あるような気がしているんですね。

そういう意味で、私、自分が勝手に類推しているわけですが、現実的にコロナでお亡くなりになる方が、福岡県内でも、県内の発表でも二桁がずっと推移しているんですね。そういうことをやっぱり注意深く留意しながら施策に当たっていくことのほうが極めて大事だというふうに思うんですね。

さっき市長のほうからは、ワクチンについて、さらに10月からの2価ワクチンも含めて推進していくんだというふうにおっしゃっているんですけども、この前、案内された、全員協議会で報告された中身で言えば、2万3,000人ぐらい想定しているということですね。これは、今現在、ワクチン接種している方の実数の数字なんですね。これは、ワクチンの接種は、1回目、2回目、3回目、4回目といく段階に応じて、どんどん少なくなっているんです。これは何かということだと。そういったことにも留意しないと、下手したら2万3,000のワクチン

準備したやつが消化しない可能性もあるんですね。あるいは、もっと、2価ワクチンだから、効果を期待して逆に増えるかもしれないと思うんですけども、それはそれとして、そういった、そのときには、全員協議会ときには、2価ワクチンについての情報をきちんと市民に提供していくようにということだというふうに申しあげましたけども、そういう意味でも、情報開示というか、起きている実態を分析するということも含めて大事ではないかなと、私はすごく思うところがあります。

そこで、今、出口が、そういう意味では見えない状況があるというふうに思っています。価値観の共有ができていない、あるいは反発をするという、あるいは我慢すれば何とかなるかとか、そういった問題がちょこちょこ出てきているような気がしているんですね。でも、これは、やっぱり政治の立場から問題を解決していかないと、公衆衛生法上も含めて、位置づけからも含めて対処していかないといけないと思うんですけども、そういった現状について、市長はどういうふうに思われますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 幾つか御指摘があったんですが、まず1点目、要するに死亡される方が多くなってきているというのは十分認識をしております。昨日の新聞報道によると、以前のような新型コロナウイルス感染症による肺炎で亡くなる方はかなり少なくなってきているんですが、持病の悪化や全身の衰弱による高齢者の死亡がかなり目立ってきているということは十二分に承知をしているところであります。それから、接種をするに当たって、1回目、2回目、回を重ねるごとに接種率が低い。そのことも、しっかり受け止めなくてはいけないと、このように思っております。

もう今、いろんな議論がなされておまして、アルファ株、デルタ株、オミクロン株と、新型コロナウイルスは7つの波を重ねて、姿を変えて今日までやってきました。我々市民の皆さんの感情としては、最初の頃は、かかったら大変だと多くの人を感じた2年前から、現在は、かかるかもしれない、かかっても仕方がないという受け止めに変遷してきているということではないかなと、このように思います。

そういう中で、先日、専門家有志が出した提案、議員からも資料を提供いただいていたわけですが、新型コロナウイルスをこれまでのように特別扱いせず、通常の医療の中で扱っていくようにという、そういう専門家の御提言が出ているということも十二分に承知をしております。

まさに今、大きな分岐点といいますか、我が国の独自の対応ではないかと思いますが、中国のように徹底した都市封鎖、ロックダウン、これは我が国では無理であります。かといって欧米のように、ちょっと言葉があれかもしれませんが、無防備な緩和もできない。この絶妙なバランスを我が国政府は取ろうとしている。そこをしっかりと押さえて、うきは市として、行政として、ど

のようには市民の皆さんにお伝えして、お願いしていくか、そこに尽きるのではないかと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そういう意味では、この間、コロナのことについては、一般質問、ずっと重ねてきておりますけども、市長答弁の中で神奈川県事例についておっしゃったことに私自身も少し思っています、先ほど資料の（3）のところで、47番目に神奈川県が人口10万人当たりの数値として表れている。これは、やっぱりアドバイザーの方々の見方が的確だったのかなというふうにすごく思うところなんです。

そういう意味では、やっぱりウィズコロナとかアフターコロナの前に、今回、私は出口戦略というふうに書いているんですけども、その手前で何を我々が準備しなければならないのかということについて、2点目の質問の具体的な——これがベストだというふうには思いませんけど、そういった話をしようと思っていたんですね。そういう意味で、出口戦略をどう模索するかということは、その現場で起きていることが何なのかという実態を把握しなけりゃ具体策は出てこないですね。そういう思いもあって、私自身が、こうやって資料を集めて御提示させていただいているということなんです。ぜひ、全部を今の体制の中でやるということは難しいということは重々承知です。ただ、ポイントがあると思いますので、ぜひ確認いただければありがたいと思います。

さっき言いましたように、法律じゃなくて政治の問題として、やっぱりこのコロナについては、やっぱりきちんと生活を保障していく、市民の生活を安定化させていくための手法も検討していかなければならないと思っております。そういった環境を整えていく政治の仕事、それが使命だというふうに私は思っています。判断の分岐点とも言えるというふうに私も思いますので、ぜひ感染者を減らす対策を実施してほしいというふうに思います。

今や、国のレベルで協議されている中身については、緩和したことについて説明が十分になされていないんですね。例えば今のコロナですけども、濃厚接触者なんかは5日間で、簡易検査をすれば、陰性になれば6日目からできますよというのを今度3日にしようとかという議論もされているんですね。けども、このオミクロン株そのものを研究していくと、現実的には10日間なんですね。10日間でやっとなぜかゼロになるんですね。けど、それを3日間でということはあまりにも無防備、無謀だというふうな気がするんですね。実は、そういった裏づけがないまま施策が行われているのが実態だと思いますので、ぜひその辺は、経済活動を止めれば感染がなくなるというふうに思っている人は、今、市民の中にはほとんどいないと思うんですね。要は、このコロナがそういうふうな特性を持っているということに対して、きちんと対処していかなければならない、これが出口戦略だと、私は基本だと思いますので、ぜひこれはお願いをしたいなという

ふうに思いますので、検討をしていただければというふうに思います。

それで、学校現場について少しお尋ねをしておきたいというふうに思います。

学校現場について、さっき、浮羽医師会の毎週木曜日のコンタクトがあるというふうに伺いましたけれど、学校現場については、学校医だとか、いろいろいるだろうと思いますけども、そういった方々と感染対策について協議されたことはありますか。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀樹君） 学校を学級閉鎖するとか、いろんな状況のときには、必ず学校医のほうに御相談した上で対応させていただいております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 「学校衛生管理マニュアル」のところで学校の行動基準というのがあって、地域の感染レベルということが、ちょっと違うレベルで話が何回かはあったと思うんですけど、今うきは市はどのようなレベルだというふうに認識されているんですか。（発言する者あり）いやいや、学校の行動基準の中に地域の感染レベルというのが、たしかあったと思うんですけどね。それはどういうふうに認識をされていると。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀樹君） 今、議員が指摘されましたのは、このマニュアルの17ページのレベル1からレベル3のことかと思えます。

この文言を読ませていただきますと、なかなか表現が、正直、微妙でございまして、ちょっと今、瞬間的には判断できませんが、現状としては、市のそういった感染状況、それから学校の感染状況を見ますと、1つだけ、今、私ども、はっきりしておりますのは、このマニュアルにも書いてあるんですけど、学校内での感染というのが実は——こっちのほうのマニュアルですね、小学校で4%、中学校では5%ぐらいの数値なんですね。

今回、今、感染が多いという状況は御理解いただけるとは思いますけど、夏季休業期間中において感染が拡大しているという現状があります。私どもは今、教育委員会としては、学校が従来取っていた感染のいわゆる防止の徹底を愚直なまでに進めていくことが大事だろうと思ひますし、先ほど申しましたように、御家庭で不安があるとか、そういう方につきましては、オンラインを提供することで感染の状況を拡大を防いでいきたいと、そういったところを考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） いずれにしても、この秋、授業を開始されて、いろいろな行事が行われるだろうと思いますけれども、感染対策というのが、ある意味では、このオミクロン株への結果として、この9月以降の数値がどうなるかということも、ぜひ全体で共有するようお願いをしたいなというふうに思っております。

それで、2点目の質問に移ります。新型コロナの感染症対策、出口戦略ということになります。

1つ目は、中小規模事業者事務所、店舗、高齢者、障がい者、子育て支援施設等、要は密集される方々の施設になりますけども、そこでの二酸化炭素濃度測定器の購入及び換気、感染防止の施設整備、改築等に対する支援を求めたいと思いますけども、いかがお考えかをお尋ねをします。

2点目、学校、保育所等、学童施設を含む公共施設において、この二酸化炭素の測定の定期検査義務が課せられていると思いますけれども、10万人当たりの一桁以上の感染継続期間中は、検査頻度を1日に1回実施して、換気環境度合いを継続的に可視化して検査するように求めたいと思いますけども、お考えを伺います。

3点目は、抗原定性検査キットの活用範囲を拡大して、うきは市や民間事業者が実施する介護予防・日常生活支援総合事業でも、頻回に行えるよう、使えるように支援を求めます。また、家庭内感染で濃厚接触者の自費検査の支援を求めたいと思います。

4点目、幼稚園、保育所、学童施設に新型コロナウイルス感染対策の継続的な支援強化を求めたいと思います。また、民間保育所等に対しては、「かかり増し費用」への助成を求め、専任職員の配置を指導するとともに、国や県並びにうきは市の支援を継続するよう求めたいと思います。

回答をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、新型コロナウイルス感染対策の出口戦略について大きく4点の御質問をいただきました。1点目と3点目及び2点目と4点目のうち、保育所、学童施設につきましては私から答弁し、2点目の学校、4点目の幼稚園につきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

1点目の、中小規模事業所、店舗、高齢者、障がい者、子育て支援施設等に対する、二酸化炭素濃度測定器の購入、換気等の感染防止の施設整備、改築等の支援についてであります。市内の中小企業や小規模事業者に対しては、令和2年度に、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援金」としまして、市内の692事業者に総額約6,500万円を支給いたしました。高齢者、障がい者施設に対しましては、昨年度、「高齢者施設等新型コロナウイルス感染症対策支援金」、「障がい福祉サービス事業所支援金」として、各施設の規模に応じて、市内100事業所、総額1,790万円を支給いたしました。子育て支援施設等におきましても、昨年度、「新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金」として、5事業者に対しまして総額185万円を支給したところあります。これらの支援金は、各事業者の判断で二酸化炭素濃度測定器を含む感染症対策に必要な備品や消耗品の購入に充てていただいております。

このように、中小規模事業所、店舗、高齢者、障がい者、子育て支援施設等に対して、既に二酸化炭素濃度測定器を含む感染症対策に必要な施設整備についての助成を行ってまいりました。

また、重症化リスクの高い高齢者施設に対しましては、「福岡県地域密着型施設等整備補助金」の周知を行い、改築の経費について支援を行っているところでございます。

2点目の、保育所、学童施設を含む公共施設において、二酸化炭素濃度測定の検査頻度を1日1回実施するなど、換気環境度合いの継続的な検査について御質問をいただきました。保育所、学童保育施設につきましては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、いわゆる「ビル管理法」における特定建築物に当たらず、定期検査義務が課せられておりませんので、二酸化炭素濃度測定を行っておりません。ただし、特定建築物以外で多くの者が使用、利用する建物でありますので、建築物環境衛生管理基準に従って維持管理をするよう努めることとされております。このため、二酸化炭素濃度測定に代わるものとして空気清浄機を設置し、国、県からの指導に基づき、効果的な換気を行いながら保育を行っているところでございます。

市役所庁舎につきましては、特定建築物として定められていることから、「ビル管理法」に基づきまして、2か月に1回、事業者による空気環境の測定を行っており、二酸化炭素濃度、一酸化炭素濃度、浮遊粉じんについて、いずれも基準値内であり、庁舎内の空気環境は、機械による換気により清浄に保たれていることを確認しております。

令和3年6月に厚生労働省より発出された文書である、新型コロナウイルス対策を念頭に置いた「換気の徹底の再周知について」には、この機械による換気下において、居室内の人数に大きな変動がない場合、定常状態での二酸化炭素濃度を定期的に測定し、管理すれば十分である旨、記載されております。したがいまして、議員御指摘の、検査回数を1日1回まで増やすことについては、現時点では考えておりません。

3点目の、介護予防・日常生活支援総合事業における抗原定性検査キットの活用と濃厚接触者の自費検査の支援についての御質問であります。介護予防・日常生活支援総合事業は、各自治協議会や地域住民、民間事業者が、「事業対象者」や「要支援認定」の比較のお元気な高齢者を対象として様々な訪問型サービスや通所型サービスを行っております。高齢者施設等の職員に対する検査は、福岡県が8月8日から、「週1回のPCR検査」から「週2回の抗原定性検査」に変更し、検査体制を強化しております。また、外来医療の逼迫を緩和するため、福岡県が8月17日から、「症状がある小学4年生以上65歳未満の方で、一定の要件に該当する方」に対して、抗原定性検査キットの無料配布を行っております。本市では、濃厚接触者となったエッセンシャルワーカーの自宅待機期間の短縮を行うために、抗原定性検査キットを購入しておりますが、卸業者に問い合わせても検査キットが枯渇しているような状況であります。検査キットの需要の高まりにより、さらに検査キットの確保が困難になっております。このため、重症化リスクの高い高齢者施設関係者や症状がある方に対しては、優先して検査を実施し、一方で、比較のお元気な介護予防・日常生活支援総合事業の対象者や無症状の従事者に対しましては、ワクチン接種と

基本的な感染症対策を徹底しているところであります。

検査対象者の範囲の拡大につきましては、今後の感染状況や、国、県、近隣市町村の動向を注視しながら研究してまいります。また、濃厚接触者の自費検査の支援につきましては、県が8月22日から、抗原定性検査キットの無料配布対象に「濃厚接触者」を追加しました。このため、当市において現時点で濃厚接触者の自費検査に係る支援を実施することは考えておりません。

4点目の、保育所、学童施設に新型コロナウイルス感染症対策の継続的な支援強化、民間保育所等に対して、「かかり増し費用」への助成と専任職員の配置指導、国、県、市の支援についての御質問であります。新型コロナウイルス感染症対策の支援強化としましては、うきは市では、これまで、令和2年度に、マスクなどを購入し、感染拡大防止を支援する目的の「保育対策総合支援事業費補助金」、感染防止等のかかり増し経費に対する支援が目的の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費」など、786万7,000円の支援を行ってきました。また、令和3年度には、感染防止のための備品や消耗品の購入の目的で、一時預かり事業及び延長保育事業を対象に135万円を支援し、感染対策に必要な物品の購入等を行っていただいております。また、本議会におきましても、物価高騰の影響を受ける保育所等に対して給食食材費を支援する、「市立保育所等給食食材費補助金」等の予算を補正計上させていただいております。このほか、幼稚園、保育所等、学童保育所に、消毒液やマスクの現物給付も行っております。専任職員の配置指導や、国、県並びに市の支援継続につきましては、各保育所等と協議をして、国、県への要望対応も含めまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀樹君） 2点目の、学校における二酸化炭素濃度測定の検査頻度を1日1回実施し、換気環境度合いの継続的な検査についての御質問でございますが、小・中学校における二酸化炭素濃度測定については、学校環境衛生基準において、「二酸化炭素濃度は1,500ppm以下であることが望ましく、検査回数は毎学年2回定期に行う」となっております。現在、学校では、令和3年度の学校保健特別対策事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して二酸化炭素濃度測定器を増設し、常時測定いたしております。今年度も臨時交付金等を活用して、より正確に把握できるよう、さらに各学校に測定器を増設し、換気測定箇所を増やしていきたいと考えております。

また、自然換気につきましては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に準じて、熱中症を考慮しつつ、気候上、可能な限り、常に換気を行いながら今後も学校の感染拡大防止に努めてまいります。

4点目の、幼稚園への新型コロナウイルス感染対策の継続的な支援強化についてでございますが、吉井幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策支援は、私立の幼稚園であるため、福岡

県（私学振興課）が管轄しており、県に対して直接、吉井幼稚園が申請し、新型コロナウイルス感染症対策事業、「福岡県私立幼稚園等設備費補助金」が支給されております。今年度においても、県の需要調査が行われており、継続的な支援が行われているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 出口戦略というふうには、いろいろな角度から、さっき言ったように、うきは市が単独でできる話と、国や県がやる場所、それぞれあると思います。そういう意味で、思いのまま質問をさせていただいたところではあるんですけども、この感染拡大をどのように防止するかという視点からすると、やはり換気だというふうなことが、この間ずっと非常に強調されている。距離というよりも換気だと。そういうふうなことから、実はしたと。しかも、それを数値化して見ていくということが、可視化することが大事だということで、この二酸化炭素濃度ということになると思います。

保育所等は対象になっていないというふうなことですけども、保育所等についても、学校の衛生管理基準を基にした指導文書が出されていると思うんですね。確かに空気清浄機も1つの方針ではあると思うんですけども、それを使う使わないは、子供の育つ環境の中でどういうふうにしていくかということが場所によっても大分違うと思いますので、そこは留意しなきゃならない。

ただ、言えるのは、可視化して、それを常時監視する体制が必要だと。しかも、その換気の問題と、あと、ここではかかり増しという言い方をしているんですけど、こういうちょっと若干人手がかかる、これを習慣化していくとか恒常化していく、ウィズコロナとかアフターコロナに行く前の段階で、やっぱり注意事項としてこれをしなきゃならないというふうになると思う。そういう意味では、令和4年度の国の予算の中にも、各保育園で月10万という単位の予算が、実を言うと、あることはあるんですけど、それをどういうふうに使っているかというところも今後確認しながら、何というか、そういった環境をつくっていく、恒常的につくっていくということが大事だと思いますので、ぜひ努力して、その点に留意していただいて対策を打っていただきたいというふうに思っているところです。

それと、さっき、建築物に関する衛生管理基準のところでは、確かに3,000平米とか、あるいは公共施設以外のところはしていないということがありますので。ただ、さっき言いましたように、学校も、そういう意味では、増設をして常態化しているということは非常にいいことだというふうに思いますので、ぜひほかのところも見習っていただきたいと。

1つだけ、最後に。換気に関する指導援助をする予算も、実を言うと、あると思うんですね。専門家からの派遣ということで、厚生労働省が環境省の予算を使って、環境を維持するためにどういった状況がいいのかといったところを指導する方がいらっしゃるんです。一時、うきは市も感染対策について、看護師を依頼して指導を受けたことはあると思いますけれども、そういった

のもぜひ活用してほしいなというふうに思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

いずれにしても、オミクロン株がまたさらにほかの株に変わる可能性も秘めております。そういう意味では、出口戦略を考えている上でも施策をぜひお願いをしたいと思います。最後に市長の答弁をお願いして。58秒。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） たくさんの御指摘いただいているんですが、時間もありますので、1つ、この、どう言うんですか、換気の対策について触れさせていただきたいと思います。

これまで、感染経路の1つとして、飛沫感染、そしてエアロゾル感染と2つあるんですが、どっちかという飛沫感染に話題が及びがちだったんですが、ここに来て多くの専門家の皆さんが、このエアロゾル感染、これが重要だと。とにかく人が集まる場所の換気が感染予防にとって最も重要な鍵になるという御指摘がいろんな方から出てますので、そういうことはしっかり踏まえながら、換気対策、力を入れてやっていきたいと、このように思っています。

○議長（江藤 芳光君） これで、8番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。15時より再開します。

午後2時46分休憩

午後3時00分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、3番、高松幸茂議員の発言を許可いたします。3番、高松幸茂議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 通告書に従って質問をさせていただきます。大きく2つです。協働のまちづくりについてと若者のUJIターンの促進についてです。

まず、協働のまちづくりについて。うきは市協働のまちづくり基本条例について前回の定例会で一般質問を行いました。関連して質問を行います。

1つ目、情報の積極的な公開（第16条）について、前回定例会で「公開することで著しい支障を生じるものについては非公開」というような内容の答弁がございました。その基準について、市長の認識を伺います。

2番目、本条例の見直しの検討に向けた取組の——行っていると思いますが、進捗状況を伺います。

3番目、協働のまちづくりへの市民参加に対する啓発の取組について、いろいろな様々な取組がなされてきましたが、効果は十分とは言えないのではないかと思います。それに関連して、集落支援員という人材を活用する制度があります。現在は、地域に係る職場の事務補助のみの

活用にとどまっているように聞いております。自治協議会など地域に密着した組織に配属して、行政と住民とのかけ橋となり、事務補助はもちろん、高齢者、障がい者の送迎、買い物支援など、地域に応じた必要に応じて、そういう活動ができるように活用改善していただきたいと思っております。改善の検討について、市長の認識を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、協働のまちづくりについて大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の、うきは市協働のまちづくり基本条例第16条、情報の公開に関する基準についての御質問であります。うきは市協働のまちづくり基本条例第16条では、「市は、まちづくりに関する市民の知る権利を保障し、必要な情報を積極的に市民に公開しなければならない」としており、これに関しまして、公開、非公開を定めている明確な基準はございません。このような中で、本市としましては、前回の御質問の際にも答弁させていただきましたとおり、「大きな予算を伴い、検討に長期の期間を要する事業や、関係機関などとの合意形成が重要である事業に関しましては、市民の皆様への情報発信や意見集約は、より慎重な対応が求められる」と考えているところでございます。よって、協議中の案件等で、情報を公開することにより、市民の皆様にご混乱を招くことや誤解を招く可能性があるものにつきましては、公表する時期を慎重に判断させていただいているところであります。

様々な市の施策や計画の策定に市民の皆様の声を反映させることは、市が目指す協働のまちづくりにおいて大変重要なことでもあります。今後も市民の皆様の声を多く取り入れながら、可能な限り積極的な情報発信を行い、協働によるまちづくりの推進に努めてまいります。

2点目の、条例の見直し検討に向けた取組の進捗状況についての御質問であります。令和4年6月議会の一般質問の際に、うきは市協働のまちづくり基本条例第27条に、「5年を超えない期間ごとに条例の内容等を検討し、必要に応じて見直しを行うものとする」とあり、今年度、条例の内容に改正の必要性があるかどうかについて検討をする予定であると答弁をさせていただきました。現在、市役所内部において協議を進めており、条例の内容に改正の必要性があるかどうかについて検討を進めているところでございます。

3点目の、集落支援員の利用に関する改善検討についての御質問であります。現在うきは市では、3名の集落支援員が配置されております。うち1名は御幸地区自治協議会に配属されており、地域における事業の進捗補助や課題への対応、自治協議会間の連絡調整等の業務を行っております。他の2名におきましても、配属は市役所内ではありますが、地区が運営・開催する事業へのサポートや集落の維持・活性化等に関する補助作業など、地域に積極的に関わり、地域に密着した活動を行うなど、集落の支援に努めております。また、各地区におきましては、地区自治

協議会の会長、事務局長等が中心となって、それぞれの地域が抱えている課題の解決に向け、地域の実情に応じた様々な取組を実施しているところでもあります。

議員御指摘の集落支援員の活用改善につきましては、自治協議会の意向も踏まえ、集落支援員の果たすべき役割や職務内容を明確化し、業務に当たっていただくことが重要でありますので、その点について十分考慮した上で検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） ありがとうございます。

それでは、順次再質問をしてみたいと思います。

まず、情報公開についてです。市民オンブズマン団体のホームページを見ますと、自治体の情報公開についてランキングデータがあります。ちょっと10年以上前のものなんですけれども、まず、個人情報保護条例については、県内で第2位とトップクラスです、うきは市はですね。情報公開条例については、県内では、失格が幾つか自治体がありますので、それを除いた61の団体中で、ちょっと古いですが、2007年41位、2009年46位、2010年39位、2011年45位。61団体ですので、真ん中よりみんな下ですね。その後については、ちょっとデータが見つかりませんでした。調査されていないのか、公表されていないのかは分かりません。最後の2011年の時点でポイントが低い。これ、いろんな項目でポイントをつけて合計して順位をつけますので、ポイントが低い理由と、あと、私なりに、その後の改善について分かっていることをちょっと4点紹介します。

1点目が、個人名が——情報保護のほうを強くしているものですから、個人名が全て非公開。これでポイントが低かったです。よその自治体では、首長交際費の調査では、条件によっては公開している。個人名を公開しているところもあります。そういうところはポイントが高いです。それから、議会。今度は議会のことです。議会の議事録のホームページへの掲載が当時はありませんでした。なので、これがポイントが低かった。これは、現在は改善されていますけども、それでも議事録公開がホームページで見られるのは本会議のみ。それから、議会中継。これが当時はありませんでした。これが改善されて、本会議以上の分は公開されていますけど、委員会中継がまだできてない。これは現在できる状況にありません。それから、4番目、教育委員会の議事録が、これ、公開がありませんでした。ホームページへの掲載がありませんでした。これが現在はあるということで、4点ですね。改善されているところも多くなっていますけれども、まだ不十分と。

法令で公開しなくてもよいとされている部分ですね、個人情報保護の観点から氏名公表はしないというところなんですけれども、もしかすると、これを少し拡大解釈されて、個人名が記載されていると、その文章全体を非公開にしているものが、もしかしてありはしないかなというのを

ちょっと危惧しています。

ここで、お配りした資料を御覧いただきたいんですけども、まず、最初のページですね。うきは市の情報公開条例の第5章と、少し下、宇都宮市情報公開条例の第——さっき、うきは市は第5章ですね、それから宇都宮市は第3章、これを比較してみたいと思います。

うきは市のほうの第5章は、「情報公開の総合的な推進」となっていて、まず、第22条。肝腎なところだけ読みます。「情報提供施策」、太字の部分ですね、「情報提供施策及び情報公開制度の拡充を図る」、それから、第23条、「市民が必要とする情報を的確に把握し、正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、施策の拡充に努める」、第24条、「積極的に公表するように努める」ということが定めてあります。

一方で、宇都宮市のほうは、第3章、雑則なんですけど、これの第32条、「情報の提供」のところ、「この条例による行政情報の公開のほか」、いろんな情報を「積極的に市民に提供するように努めるものとする」となっているだけなんですけども、この次のページを見ていただきますと、この第32条の規定に基づいて、情報提供の推進に関する運用方針というのが定められています。これによって、上から3分の2の辺りのところに、5番目のとこですね、「有益情報の取扱い」というのがあります。市民にとって有益な情報を積極的かつ迅速に提供するためにホームページを活用しています。ここで言う有益情報というのは、上に上っていただいて、2番目のところの(3)、有益情報、ここにあるように、「市民の関心が高い、市政の内部情報」。ただし非公開情報は除きます。ア、情報公開請求や市民相談の多い事業に関する情報、イ、行政運営の透明性を高めるための内部情報、これを有益情報は指しています。その扱いについての、今度はまた5番のところの下がっていただいて、有益情報の取扱いの(2)、「考え方」。これが特に重要だと思いますので読みます。「各所属で情報提供する意識が生まれにくい情報であるため、まず、知らせる姿勢を持つよう、庁内における職員の情報公開意識の醸成に努める。行政経営課は、ホームページへの掲載に当たり、公開できるかどうか提案課と協議するほか、少なくとも、年4回有益情報の洗い出しを行う」としています。ここで、今の読んだところの3行目にある「行政経営課」という部署が宇都宮市にあっては市民ニーズに合った情報提供を行う上での鍵となっていることが分かります。宇都宮市でできることをうきは市でも行うべきだと考えますが、市長の認識を伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 少し議員とちょっと議論がかみ合わないかもしれませんが、今回の御質問の趣旨は、前回の御質問のときが、市が、今、取り組んでいる上水道事業、あるいは、ごみ処理事業を例えに取って、情報を開示すべきではないかというお話でした。

そういう中で、今日も同じような答弁をさせていただいたところでありますが、まず押さえな

くてはいけないのは、今、議員からの資料の中でも触れておられるように、うきは市の情報公開条例の第10条、要するに公開しないことができる情報で特に重要なのは(2)で、少し読み上げますが、「実施機関が行う事務事業の計画策定または意思形成過程において、実施機関が作成し、または入手した情報であって、公開することにより、実施機関の公正な意思形成に著しい支障を生じるおそれがあると認められるもの」多分これは親法の情報公開法を取ってきております。したがって、先進自治体と言われる宇都宮市においても同じことをやっていると思います。なぜならば、ページめくっていただいて、この運用方針の2の定義の(3)、先ほど議員がおっしゃっていたように、「市政の内部情報（非公開情報を除く）」、これが、まさに情報公開法を受けた非公開情報であります。そういう趣旨で前回、答弁させていただきましたので、そのところはぜひ御理解をいただきたいと、このように思っております。そういうことを踏まえながら、積極的に開示できるものについては開示するし、先ほど答弁させていただきましたように、情報公開法を含めて、公表する時期を慎重に判断させていただいているところでありましてという答弁をさせていただきましたが、そういう情報公開法で非公開となっているやつについても、タイミングを見て公表できるものはしっかり公表していきますよということを答弁させていただいたことをぜひ御理解いただきたいと、このように思います。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） ありがとうございます。

前回に続きとは申しましたけれども、今日は少し違う例を申し上げたいと思います。

るり色ふるさと館に、現在、読書コーナーというのをつくっていただきました——できました。その、るり色ふるさと館を造る段階において、そもそもあそこに図書室の分館のような機能を持たせたいという市民からの要望がありまして、設計図は見せられないというようなことがあって、しょうがないねと要望だけ伝えたような形になりました。

設計図を見せていただくなり、一番いいのは、仕上げ表とかが分かるといいんですけども、出来上がってから、読書コーナーを使っている読み聞かせグループの方から、いろんな不具合をお聞きしたんですね。一番は音の反響。これ、仕上げが違うものにしていただけてたら音の反響は抑えられたんですね。仕上げ材が堅い素材ですと、音がどんどん反響して響きます。そこをソフトな仕上げにするなり、凹凸の多い仕上げにすることで音の反響は、音は吸収されますから、反響が抑えられる。そうすると、読み聞かせしているときにも、1階のロビーのところで行事があつたり、自由に来られるところですから、子供たちが遊んでてにぎやかだつたりすると上に響いてくるわけですが、その仕上げの状況によって、それが抑えられるというふうなことが考えられたわけですね。あらかじめ知っていたら、そういう提案ができた。でも、それがかなわなかったということを今回特に意識してですね。本来なら知らせていただければ——本来ならというか、

市長がおっしゃったような、いろんな混乱を生じたりとか、誤解を生じたりとか、そういうことがないものとして設計の段階で情報をいただけてたら、それが後からクレームをつけなく——クレームというか、不具合を生じなくて済んだのじゃないかというようなことを考えますと、もう少し公開に対して、情報公開に対して積極的に早めの段階でやっていただけたらよかったかなというようなことが特に申し上げたいところですね。市長の認識はいかがでしょうか。変わりませんか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの、るり色ふるさと館の設計については、初めてちょっとお聞きするケースであります。ちょっとどういう状態で、どういう対応をしたかというのは、しっかりこちらのほうで確認しないと、この場で軽々と答弁できるものではないと、このように思っております。

いずれにしても、どう言うんですかね、議員のおっしゃる協働のまちづくり条例の中での積極的な情報公開と、もう一つ、うきは市の情報公開条例に基づく積極的な情報公開というのが2つあると思います。これは必ずしもイコールではないと。議員も、もう承知のとおり、平成28年4月に策定しました、うきは市の協働のまちづくり推進指針というのがあります。いわゆる協働の領域と、ここはAからEまであるんですけども、Aの領域は、市民の皆さんが責任持って主体的に行う市民主体の領域と、一番端のEは、行政主体、行政が責任持って主体的に行う領域と2つあると思うんですが、協働のまちづくりというのは、真ん中のB、C、D。協働ということになりますと、市民の皆さんに責任があるとは言いませんが、共に汗を流して共に働いてやる事業ですから、おのずとやっぱり市民の皆さんにも頑張ってもらって、そういう要素がありますが、このEの行政主体、まさに上水道の問題であったり、ごみの問題は、まさに市民の皆さんに責任を負わせるものじゃなくて、私どもがしっかりやっていかなくてはいけない領域であります。

ただし、私も市民から負託をいただいていますから、当然、市民の皆さんの意見を踏まえて、上水道事業、ごみ処理をするのは当然であります。したがって、市民の皆さんにも2つの舞台、協働のまちづくりの舞台と一般的な行政運営の舞台が2つあると、こういうことをぜひとも御理解いただければと思います。そういうことを踏まえながら、いずれにしても協働のまちづくり条例による積極的な情報公開、情報公開条例に基づく積極的な情報公開、そこをしっかりと踏まえて対応していきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） おっしゃることはよく分かりました。

ただ、やっぱり協働のまちづくり基本条例に基づいての情報公開という部分をもっと柔軟にと

いいですか、何と言ったらいいんでしょう、法律的な言葉はよくまだ身につけてませんけれども、もっともっと情報公開、情報提供を増やしていただけたらなと思います。ホームページをもっともっと活用してやっていくのが非常に有効なんだろうと思いますし、それから、もうデジタル化がどんどん進んでいる世の中ですので、市民からの情報もどんどんどんどん、すぐに反応が得られますので、そういうデジタルを活用した方法は取り入れていただけたらいいなと思っておりますので。これは要望です。よろしくをお願いします。

今度は2番目ですね、本条例の見直しについてなんですけれども、前回の見直し的时候、ちょっと今、名前は、正式名称はど忘れしましたがけれども、協働のまちづくり推進市民会議だったと思います。当時のまちづくり基本条例を策定したメンバーを中心として呼びいただいて、庁舎内だけでなく、市民のこれまでまちづくり基本条例に関わってきたメンバーをお呼びいただいて、どうだろうか。見直しがまだ必要なのか——もう必要なのか、まだ必要でないのかというお話をさせていただいたことがありました、これまでにですね。今回も、そういうものを期待しております。さらには、そこにいろんな意見をお持ちの方おいですので、一般公募するなりしてメンバーを増やしてでもいろんな意見を取り入れるのはどうかなというのが提案したいところです。これについては、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課、江藤です。よろしくをお願いします。

うきは市協働のまちづくり推進市民会議のほうで、こちらの条例をつくられて、その5年後に、その更新について協議がなされたということは議事録等で私も確認をさせていただいております。5年前の議事録等を読みまして、先ほど議員がおっしゃられたように、まだ改正の段階にないという結論に達しました。また、その議事録の中には、新しいメンバーを加えたほうがいいのかということが協議されたことも、これ。そういったことを踏まえまして、今、内部協議のほうを進めさせていただいております。どういったメンバーでいくのか、そういうところを踏まえまして今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） ありがとうございます。

もう9月です。残された時間が、今年度中ということになると残された時間がどんどん短くなってきますので、内部の検討をお急ぎいただいて、できれば市民の検討の時間を取っていただけたらなと思いますので、よろしくをお願いします。これは答弁は必要ありません。

次に移ります。

3番目の、集落支援員を活用したらということ、既に3名おいでだということ——私、2名の方は存じ上げていたんですが、3名おいでだということを知りまして。もっともっと活用されていいと思うんですね。その集落支援員の活用について提案いたします。

これは、資料3ページになります。この横向きのやつですね。

集落支援員について。これは令和2年度に出された資料なんですけれども、その基になっているのは、ちょっとこれは資料はありませんけれども、平成20年、2008年になります、8月に総務省から出された「過疎地域等における集落対策の推進について」という通達です。当時、新聞でも取り上げられて、自分でも調べて、まちづくりの提案として、同じ年の11月に当時の怡土市長へお届けしました。その後、ほどなくして、うきは市でも集落支援員の設置があって、優秀な方がその職に就かれました。

平成20年の通知の中には、「実情に応じた集落の維持・活性化対策についても集落支援員を活用することができる」という部分があるので、そのことから、地域振興の係に配属して事務能力を発揮していただけたということは、これは大変よかったですと思います。ただ、残念だったのは、総務省からの通知のときに示されていた趣旨とはちょっと使い方が、使い方が少しずれていたということです。本来の使い方は、この資料の下から五、六行目より下のほうにあります。「集落点検の実施」、それから、右側の「集落のあり方についての話し合い」こういうことに従事して、その下、「必要と認められる施策につなげること」、これが集落支援員の本当のといいますか、一番いい使い方、活用の仕方なんですね。でも、そうはいつでも、集落点検とか多分初めてお聞きになった方もおいでになります。それから、話合いの促進、これは誰にでも簡単にできることじゃありませんので、総務省から予算を取って事務能力を中心に生かしてもらっているのは、これは分かります。

一方、現在は、例えば地域おこし協力隊に応募してこられる人の中には、集落支援員に求められるような能力を既にお持ちの方とか、少し学んでいただいて能力を発揮できるようになる方はおいでじゃないかと思います。そして、山間部を初めとして、各自治協議会では、市長が先ほどおっしゃったみたいに、自治協のニーズがいろいろあります。で、私が聞いているのは、事務処理のほうのIT化処理に、現在の事務の方とか会長とかでは、とてもついていけないとか、それとか、地域の方に免許を返納なさる方がだんだん増えてきて、移動販売をしてくださってますけれども、そこまで出てくるのが大変な方とか、そういう方の支援。それ、だから、いろんな課題が、地域ごとに様々な課題が生まれてきています。

資料に戻りますけれども、資料本文の上のほうには、「地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材」とありますけれども、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材という方が地域の実情に詳しいということはあるまいですね。たまたまそ

ういう方がおられたら非常にラッキーじゃないかと思えますけれども。だから、これ、両方備えるというのは難しいので、外部の方を集落支援員に雇って、能力つけていただいてとか、能力のある方を選んで来ていただいて、地域の実情になじんでいただく。実情をしっかりと学んでいただく。その上で、集落点検。

集落点検というのを簡単に御紹介しますと、集落の各家庭の人員構成がどうであって、そこからよそに出てられている方がおられて、その方が戻ってこられるかどうかとか、そこにある農地がどんなふう維持されていくとか、御商売がどんなふう継続されるかどうか、そういうことを、将来展望を持って集落の今後について点検していくという、簡単に言うと、そんなイメージです。これ、いわゆるファシリテーションみたいな能力が必要とされます。そういう集落点検をすること。

住み続けられる集落を実現するための話合い。これの、これもまたファシリテーションですね。できる人材、こういう方が求められて地域になじんでいただくというふうにするのが、いい集落支援員としての活用方法だと思います。こういうことについて市長の見解を伺いたいですが。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 御指摘いただきました集落支援員でございます。

地域にはそれぞれ課題がございます。そちらの課題につきましては、現在のところ、自治協議会を中心に、会長、事務局長、また、そこに付随します部会の皆様方がいろいろ協議をなさって、いろいろ課題を洗い出したり、課題解決に向けて協議を行っていただいているのが現状でございます。今後また新たな課題等が出てきて、自治協議会、今の人員と配備体制でもし対応が難しいということになれば、集落支援員の果たすべき役割とか業務内容を明確化した上で自治協議会等と協議を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 集落支援員を活用するに当たって、またこれにも名前がちょっと出てきませんが、いろんな、何というんですか、その使い方を決めた決め事があると思います。そういうのも変える必要があれば、柔軟に変えて、よく活躍していただけるようにしていただけたらいいなと思います。これは要望ですので、答弁は必要ありません。

それでは、続きまして、若者のU J Iターンの促進についてお尋ねいたします。

都会に住む多くの人の目には、うきは市が移住したい土地として見えています。一方、うきは市に生まれ育った子供たち、彼らは高校卒業後に――高校から、中には中学から都会で学ばれ

る方もおられますけれども。小学校からの方もおいでですね。都会に出て、戻られないことが多いです。とはいえ、コロナ禍で、コロナウイルスの影響で、都会の——これは影響といっても、いい影響もあるんですね。都会の企業に就職しても、その企業に籍を置きながら地方に住むことができるようになっていきます。

1 番目、卒業後、うきは市に居住することを条件にした奨学金給付や貸与型奨学金への返済支援制度のような人材確保策をふるさと納税の活用などでできないか。

2 番目、うきは市山間部の自然とインターネットの両方に恵まれた環境を生かして、IT 技術に秀でた人材を誘致することで新しい時代の地域活性化に取り組むとともに、税収も期待できると考えていますが、市長の認識を伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、若者のU J I ターンの促進について大きく 2 点の御質問をいただきました。

1 点目の、うきは市に居住することを条件にした奨学金返還支援制度等の人材確保策についての御質問であります。平成 29 年度から、経済的困難により進学を断念することがないよう、我が国で初めての「給付型奨学金事業」が独立行政法人日本学生支援機構により導入をされました。また、同じく平成 29 年度から、無利子奨学金において「所得連動返還型奨学金」が導入されるなど、返還負担の軽減がなされているところでございます。さらに、令和 2 年度から、授業料、入学金の免除または減額と、給付型奨学金の大幅拡充を行う「高等教育修学支援新制度」が実施されております。

一方、地方自治体における、地方で活躍する若者を応援するための奨学金返還支援制度につきましては、内閣府の調査・報告によりますと、令和 3 年 6 月時点で、全国で 33 都道府県 487 市町村が取組を行っており、県内では現在 16 市町村が取り組んでいる状況でございます。

奨学金返還支援制度につきましては、制度の対象となる学生や若年層に対して効果的な周知や広報活動を行うために、大学や短期大学、専門学校との連携が不可欠となります。また、就職先の受皿となる地元企業や、いわゆる商工会との連携も併せて必要となるなど課題もございます。

うきは市は、昨年 4 月 1 日に浮羽町域が過疎地域の指定を受け、また、令和 2 年国勢調査の結果、前回調査から人口が 1,500 人以上減少するなど、特に若年層の人口減少対策が喫緊の課題であり、うきは市への移住者や、市内の若い世代が定住するような子育て環境を整えていくことが何より大切であると考えております。

このような状況の中、うきは市としましては、若者の移住・定住を推進する取組として、平成 28 年度から、新婚世帯の新居の取得費用等を補助する「新婚新生活支援事業」を行っており、さらに令和 4 年度からは、マイホーム取得を支援する「子育て世帯等マイホーム取得支援補助

金」や、「従業員への家賃支援補助金制度」を開始するなど、若者の移住・定住のさらなる促進を図ってまいりました。まずは、これらの事業の検証を十分に行うとともに、現在、国のほうで、この国の給付型奨学金事業の要件緩和も検討されていることから、それらの動向も踏まえ、制度の周知にも努めるとともに、議員から御提言いただきました奨学金返済支援制度等の若者のU J I ターン促進策も含めた若年層の人口減少対策について検討してまいりたいと、このように考えております。

2点目の、I T人材の誘致についての御質問であります。働き方改革の一環として、都市部の企業で副業や勤務地の選択が認められるなど働き方の選択肢が広がっている中、うきは市は、「創業支援」や「移住・定住支援」、「無料職業紹介所」の機能を有する相談拠点の「U-B i C」を整備して、移住者や創業者の受入れを進めております。また、コワーキングスペースやサテライトオフィスの整備を推進するため、令和元年度に、歴史的建造物を活用してオフィス機能を付加した施設改修を行い、多様な働き方に対応した歴史資源の有効活用を進めてきたところであります。このような取組を通して、移住者数、創業者数とも年々増加をしており、うきは市の創業比率などのデータも徐々に上昇してきているところでございます。

移住者や創業者の中には、古民家を改修して、コワーキングスペース、シェアオフィスを立ち上げて事業化された方も現れてきております。さらに、そうした行政が支援して起業や創業された事業者の動きが広がりつつあり、コワーキングスペースの周辺には、古民家宿泊施設や創作料理を提供する飲食店も開業するなど、創業が新たな創業を生む好循環が生まれている状況といえます。

議員御指摘の山間部につきましても、光ファイバーの通信網を平成18年度に整備し、デジタル化を進めて、新しい働き方に対応した環境を整えているところでございます。令和2年3月には、新川地区のお試し移住体験ハウス「うきは百年邸」において森林セラピーと組み合わせたワーケーションを実施したところ、福岡市のI T企業から4名の参加をいただきました。参加者には、「仕事をするには問題はないが、食事場所など仕事以外の部分で課題がある」との意見をいただいております。いろいろな面に対応すべき点があると認識をしております。したがって、これまでの取組を行ってきた事業がよい流れや成果を生み、地域内で好循環を生んでいることから、現在の取組を継続することで、新しい働き方と移住者・創業者の促進に引き続き対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） ありがとうございます。

ふるさと納税を活用した奨学金支給制度というところで、市長がおっしゃったのは、奨学金制度、一般のことが充実してきたというようなことが中心だったかと思いますが、地元出身の子供

にまた戻ってきていただくということとか、外から——外、Iターンですね、都会で生まれ育って大学に行った方とかが、うきはにおいでになるというのに使えるような制度も、よそではやっているんですね。それが、紹介しているのが最後のページなんですけれども。

私、1つ間違えているのが、ふるさと納税を使った給付型の奨学金というのは、ちょっとうきはではできないということが分かりました。真ん中辺に書いていますけれども、市立の学校でないと、うきは市立の学校でないと、この給付型の奨学金というのは、そういう制度はつくれないそうです。現行制度ではできないということなんですけれども、何か道があればというようなことを考えております。

それから、もう一方の、奨学金の返還を支援する事業というのは、これはできるそうです。これは、坂井市というのは福井県の坂井市なんですけれども、これは、福井県は県自体もこれを行っているんですけれども、坂井市の場合は、ちょっと小さいポスターのさらにコピーしたもので分かりにくいんですけれども、坂井市の場合は、30歳未満の該当者に年間上限20万円を6年間。ただし、合計の上限は100万円まで。20掛け6だと120なんですけど、上限は100万円まで。20名の募集です。坂井市の場合は、今年度の企業版ふるさと納税がどれだけ来ていたかという、7月末の時点で、関東とか愛知県のIT企業4社から10万ずつ、プラスの東京の匿名の企業から350万円のふるさと納税があります。合計で390万円。経費がかかるとして差し引いても360万円を支援に充てることにすると、一体何人の学生が支援できるか。仮に返済額が毎月4万円だったとすると、年間で48万円になります。その半分を支援するとしたら、24万円。360万円の予算で1人当たり24万円支援するとすると、15人の優秀な人材を地元呼び戻すことができる。この人数は、その制度設計にもよりますし、毎月6万の返済なら、半分とすると10人になりますね。そんなことで、この支援制度だったら、ふるさと納税ですから市の予算はかからない。優秀な人材を奨学金の返済支援でこっちに引っ張ることができるという、これはいい制度じゃないかなと思います。

ただし、職種がちょっと、えらい細かい字で、このポスターの一番下に小さく書いてあるので、ちょっと紹介しますと、左側ですね、ポスターの左側の一番下です、「対象になる職業は」ということでリンクが貼り付けてあるんですけれども、これ、リンクを開いてみると、65の分類で326の職種が挙がっています。看護師と保育士には他の職種より長く9年間、だから、九二、百八十のところですけど、ただし、上限が160万というただし書きがあります。

坂井市以外のほかの自治体に調査を広げてみたら、保育士に限定とか、そういうふうに職種を絞った募集もありました。ここは十分に検討して決めるといいと思います。もう時間がないので、これは提案だけにとどめておきます。

それから、次の、山間部のIT技術者呼び込みについてなんですけれども——すみません、

もう一つありました。ごめんなさい。奨学金関係。

市長の答弁の中で後半にありました、令和3年に始まった、33都道府県434市町村、県内16市町村の利用になっている奨学金制度というのは、ちょっと私が調べたのと一緒かどうかは分からないんですけど、名称が「奨学金を活用した若者の地方定着促進」という制度。一緒ですかね——一緒。じゃあ、これはもういいです。お分かりでしたらいいです。（発言する者あり）市長もお分かりだということで、じゃあ、これはもう省略します。

次の、山間部へのIT事業者の誘致についてなんですけれども、御紹介いただいたみたいに、姫治地区——新川ですね、新川でお試しハウスがオープンして、定住に結びついた例はもちろんあるんですけれども、これまでに何家族かの方が、ネット環境があれば仕事ができるということで、1年間、空き家を探しながら住んでいただきましたけど、物件の提供に結びつかないで、結局ほかの地域へ移っていかれました。この新型コロナウイルス対応で、デジタル対応ができる仕事を持っていらっしゃる方にとっては、住むところの制約が非常に小さくなっています。もう日本中、世界中どこでも仕事ができるようなことなんですけど、特に、このIT事業者に限らず、個人で金融取引とか投資活動をしておられる、そんな方で、東京を中心に高層マンションに住んでいるような方で短時間のネット取引以外の時間は自由にしている、そういう方にとっては、うきはは魅力あふれる場所だといえます。移住していただければ、いろんな税収入も見込まれますので、これはどうかなというところなんですけど、市長の見解を伺いたいです。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、姫治地区については光ファイバーを敷設しております、高速通信のネットビジネスができる環境です。したがって、東京都の都心のマンションと何ら変わりなくビジネス展開ができる環境にあります。それを最大限生かすべきではないかという御指摘であろうと思います。今までの詳細な取組については、うきはブランド推進課長のほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 先ほど市長が申し上げましたとおり、令和2年3月に、お試し移住体験ハウス「うきは百年邸」におきまして、森林セラピーと組み合わせましたワーケーションを実施して、IT企業から4名の参加をいただいております。

議員おっしゃるとおり、仕事をするには、うきはは、どこでも仕事ができるということで評価をいただいておりますけれども、食事場所などで課題があると。特にIT系の方は夜遅く仕事をされて、その夜遅くまで開いているお店がない、そういった課題があるというふうに評価をいただいております。

U-B i Cを中心に、今、市のほうでやっておりますのは、IT企業に関わらず、また場所に

関わらず、いろんな方にうきは市で起業していただいたり、お仕事していただいたりすることで、その中で、いろんな面で改善がなされ、また、そういうもの、そういったことが、ひいては、どんなところでも仕事以外の面でも課題が解決できていくんじゃないかなというふうに思っておりますので、引き続き移住・創業支援等をやっていききたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの課長の答弁につけ加えますと、議員も御承知のように、高齢者の見守り事業、テレビ電話による見守り事業も新川地区でやらせていただいた経緯がございますし、私自身、市長に就任してトップセールスということで、特にスタートアップ事業をやられているIT企業の東京の事業者の皆さんにかなりセールスに行ったことがあるんですが、最終的には、私の力不足、それと、非常に私がそのときに感じたのは、やっぱりうきはの知名度というか、うきはの認識が非常に伝わってなくて、やっぱりうきはの知名度を上げないと、なかなかこういう誘致が進まないなということを実感した経験がございます。

これからも、この姫治地区の恵まれた環境を本当に今ほとんど生かされていないところがありますので、しっかりアピールして私自身も対応していかなくてはいけないと、このように思っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 市長がうきはの知名度アップに頑張っていることはよく存じ上げておりますし、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

それから、ワーケーションで来られた方が食べる場所がないというお話、これはもちろんそのとおりで、これはちょっと山間部の難しいところですが、ワーケーションじゃなくて移住で来ていただければ、外食するわけじゃなくて、そこで地域の新鮮な野菜とか、そういうものを買出しに行っていたいただいてもいいですけど、仲よくなれば御近所から頂いたりします。そんなので御自宅で調理して食べられればいいわけですから、移住を目的として、その前段階のお試しハウスですね。なので、ぜひこれは活用していきたいなと思っています。これは答弁、必要ありません。

それから、最後に申し上げたいのが、移住受入れをするためのお試しハウスなんですが、受入れしたいんですけども、一方で、空き家バンク制度がありますけれど、これは、すぐに居住できる状態の建物しか登録できません。私自身、もう合併しちゃったからUターンになりますけど、吉井で生まれて、うきはにUターンしてきました。それは1998年のことです。もちろんまだ空き家バンクなんてありませんで、当時の高木——当時助役の関わられたグリーンツーリズムに組み合わせた移住受入れ、そのプログラムに参加して、候補の空き家じゃない、補修工事がかなり必要な建物に自力で補修して移り住みました。こんな空き家がたくさんあるんですね。現行

の空き家バンク制度に別の自力補修コースなんていうのをつくるなんかして、需要と供給の両方のニーズを満たすことを検討いただきたいと。

これとも関係するかと思うんですけど、地域おこし協力隊の大多数がマンションにお住まいだと聞いています。おいでになる方の中には、山間部の一戸建てに住みたいという希望者もあります。傷んでいるところを自力で直せるならそれもいいですし、ちょっと家賃を安くしていただいて、その浮く数年分の家賃相当額を一時、市に立て替えていただくかどうかして修理してから入るといことも考えられるんじゃないかと思います。地域おこし協力隊にしても集落支援員にしても、山間部の場合には、それを調整可能にするようなことを考えていただくといいんじゃないかと思います。お考えを伺いたいです。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 今、議員の御提言の件ですけれども、これにつきましては、今、協力隊のお話が出まして、その協力隊のほうとも今の御意向をできるかどうかちょっと検討するところがございますので、本当に可能かどうか、これからちょっと吟味して考えてはいきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） ぜひ御検討いただきたいと思います。

山間部はどこももう人口が、特に新川は10年間で半減みたいなことが起こっていますので、どこも人材が必要なんです。そこに地域おこし協力隊の方を張りつけていただくとか集落支援員の方を配置していただくとかして、自治協の力もサポートしていただきたいし、そこでの起業やなんかも考えていただきたいし、そのために山間、そういうやる気のある方って、自力で補修するような方の中にはおいでじゃないかと思うんですね。そんな方も大歓迎ですし、先ほど申し上げた、費用をちょっとつけ足していただいて、家賃を安くすれば、マンション住まいに出しているお金よりかなり少なくて済めば、その残りの部分を積み立てるような形、要は前借りするような形で補修にも回せると思っていますので、ぜひ御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、3番、高松幸茂議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

本日は、これで散会します。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 4 時00分散会
